

令和 5 年 2 月 15 日 開会

令和 5 年 2 月 15 日 閉会

第12回久慈広域連合議会定例会会議録

久慈広域連合議会

第12回久慈広域連合議会定例会

○議事日程第1号	1	○議案第7号	40
○会議に付した事件	1	質疑	40
○出席・欠席議員	1	採決	41
○事務局職員出席者	2	○議案第8号	41
○説明のための出席者	2	質疑	41
○開会・開議	2	採決	41
○諸般の報告	2	○議案第9号	41
○会期の決定	2	質疑	41
○会議録署名議員の指名	2	採決	41
○広域連合長施政方針演述	2	○議案第10号	41
○日程第1号から議案第11号及び報告第1号	4	質疑	42
提案理由の説明	4	採決	42
総括質疑	6	○議案第11号	42
○一般質問	6	質疑	42
6 番南一郎君	6	採決	42
広域連合長答弁	6	○発議案第1号及び発議案第2号	42
再質問	7	採決	42
14 番城内仲悦君	11	○閉会	42
広域連合長答弁	11	署名	44
再質問	12		
5 番信田義朋君	16		
広域連合長答弁	16		
再質問	17		
○議案第1号	18		
質疑	19		
採決	28		
○議案第2号	28		
質疑	28		
採決	33		
○議案第3号	33		
質疑	34		
採決	36		
○議案第4号	36		
質疑	36		
採決	39		
○議案第5号	39		
質疑	39		
採決	40		
○議案第6号	40		
質疑	40		
採決	40		

第 1 2 回久慈広域連合議会定例会会議録

議事日程第 1 号

令和 5 年 2 月 15 日（水曜日）午前 10 時開議

- 第 1 会期の決定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 広域連合長施政方針演述
- 第 4 議案第 1 号から議案第 11 号まで及び
報告第 1 号
提案理由の説明・総括質疑
- 第 5 一般質問
- 第 6 議案第 1 号（質疑・討論・採決）
- 第 7 議案第 2 号（質疑・討論・採決）
- 第 8 議案第 3 号（質疑・討論・採決）
- 第 9 議案第 4 号（質疑・討論・採決）
- 第 10 議案第 5 号（質疑・討論・採決）
- 第 11 議案第 6 号（質疑・討論・採決）
- 第 12 議案第 7 号（質疑・討論・採決）
- 第 13 議案第 8 号（質疑・討論・採決）
- 第 14 議案第 9 号（質疑・討論・採決）
- 第 15 議案第 10 号（質疑・討論・採決）
- 第 16 議案第 11 号（質疑・討論・採決）
- 第 17 発議案第 1 号、発議案第 2 号（採決）

会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 広域連合長施政方針演述
- 日程第 4 議案第 1 号 令和 5 年度久慈広域連合一般会計予算
議案第 2 号 令和 5 年度久慈広域連合介護保険特別会計予算
議案第 3 号 令和 4 年度久慈広域連合一般会計補正予算（第 2 号）
議案第 4 号 令和 4 年度久慈広域連合介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 5 号 職員定数条例の一部を改正する条例
議案第 6 号 個人情報の保護に関する法律施行条例
議案第 7 号 個人情報保護審査会条例
議案第 8 号 情報公開条例の一部を改正する条例
議案第 9 号 地方公務員法の一部を改正する法律

の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

- 議案第 10 号 職員の高齢者部分休業に関する条例
- 議案第 11 号 久慈広域連合の広域計画の一部を変更することに関し議決を求めることについて
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 議案第 1 号 令和 5 年度久慈広域連合一般会計予算
- 日程第 7 議案第 2 号 令和 5 年度久慈広域連合介護保険特別会計予算
- 日程第 8 議案第 3 号 令和 4 年度久慈広域連合一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 9 議案第 4 号 令和 4 年度久慈広域連合介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 10 議案第 5 号 職員定数条例の一部を改正する条例
- 日程第 11 議案第 6 号 個人情報の保護に関する法律施行条例
- 日程第 12 議案第 7 号 個人情報保護審査会条例
- 日程第 13 議案第 8 号 情報公開条例の一部を改正する条例
- 日程第 14 議案第 9 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第 15 議案第 10 号 職員の高齢者部分休業に関する条例
- 日程第 16 議案第 11 号 久慈広域連合の広域計画の一部を変更することに関し議決を求めることについて
- 日程第 17 発議案第 1 号及び発議案第 2 号

出席議員（13 名）

- | | | | | | |
|------|-----|------|------|-----|------|
| 1 番 | 大 上 | 智君 | 2 番 | 森 田 | 幸 一君 |
| 3 番 | 小野寺 | 豊君 | 4 番 | 野 崎 | 泰 斗君 |
| 5 番 | 信 田 | 義 朋君 | 6 番 | 南 | 一 郎君 |
| 8 番 | 下 舘 | 岩 吉君 | 9 番 | 小 倉 | 利 之君 |
| 10 番 | 二 子 | 賢 一君 | 11 番 | 黒 沼 | 繁 樹君 |
| 12 番 | 泉 川 | 博 明君 | 13 番 | 佐々木 | 栄 幸君 |
| 14 番 | 城 内 | 仲 悦君 | | | |

欠席議員（1 名）

7 番 金 沢 秀 男 君

事務局職員出席者

書 記 藤田 新治 書 記 安堵城隼一
書 記 野中 昭伸 書 記 下上 幸紀
書 記 村田 有輝

説明のための出席者

広域連合長 遠藤 譲一君 副広域連合長 岡本 正善君
副広域連合長 小田 祐士君 副広域連合長 柁屋 伸夫君
監査委員 石渡 高雄君 監査委員事務局長 澤口 紀子君
事務局長 笹原 賢二君 消 防 長 大粒来輝行君
会計管理者 畠山 健治君 消防次長 久慈 一志君
消防次長 中屋敷 亨君 総務企画課長 板垣 俊隆君
介護保険課長 田高 慎君 衛生課長 中新井田理君
久慈消防署長 大沢 一志君 洋野消防署長 森岩 寿人君

午前10時00分 開会・開議

○議長（佐々木栄幸君） おはようございます。ただいまから第12回久慈広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

欠席の届出は、金沢秀男議員からありました。

また、出席が遅れる旨、黒沼繁樹議員から連絡がありました。

諸般の報告

○議長（佐々木栄幸君） 諸般の報告をいたします。

広域連合長から議案の提出があり、お手元に配付してあります。

次に、監査委員から現金出納検査結果報告4件及び定期監査報告1件が提出され、お手元に配付してあります。

日程第1 会期の決定

○議長（佐々木栄幸君） これより本日の議事日程に入ります。

日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） ご異議なしと認めます。

よって会期は本日1日と決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（佐々木栄幸君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、大上智君、森田幸一君を指名いたします。

日程第3 広域連合長施政方針演述

○議長（佐々木栄幸君） 日程第3、広域連合長施政方針演述であります。

遠藤広域連合長。

○広域連合長（遠藤譲一君） おはようございます。第12回久慈広域連合議会定例会において、令和5年度予算案及び諸議案をご審議いただくに当たり、各施策の概要を申し述べ、住民並びに議員各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

さて、令和4年度は、長期化するコロナ禍や物価高騰などの影響により、地方行政を取り巻く状況は厳しさを増しており、今後も不透明な先行きとなっております。

また、人口減少、少子高齢化等、当地域が抱える課題は少なくない状況であり、関係市町村の財政状況が一段と苦しくなることが予想されます。このような中、当広域連合において持続可能な行政サービスを提供するためには、より一層の効果的な施策の選択、計画的な施設整備や管理運営が重要であると考えております。当広域連合は、介護、火葬、ごみ・し尿処理、消防の限られた共同処理事務の範囲ではありますが、担うべき役割を踏まえ、適正な行財政運営に取り組んでまいります。

それでは、久慈広域連合広域計画に掲げる項目に沿って、新年度の施策の方向性について申し上げます。

初めに、介護保険事業について申し上げます。令和5年度は第8期介護保険事業計画の最終年度であり、令和6年度を初年度とする第9期介護保険事業計画の策定年度となることから、介護保険サービスの利用状況の検証及び計画の評価並びに現在行っている介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の分析を行うとともに、制度改正に向けた国の動向を注視し、地域ニーズに応じた介護サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業等の実施を計画的に行うよう、第9期計画を策定

してまいります。

また、「高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるように」の理念のもと、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる令和7年度、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年度を見据え、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進とともに、今後増加が見込まれる認知症高齢者への支援体制の構築に向けた取組を、関係市町村はもとより、保健、福祉、医療等関係機関と連携して推進してまいります。

介護保険料につきましては、介護給付費が増高傾向にあり、上昇が避けられない状況となっておりますが、介護給付費準備基金の投入による上昇抑制に努めるほか、増加している低所得者に対しても国の制度を活用し、保険料軽減に取り組んでまいります。

このほか、介護保険制度の適正な運営に向け、事業計画や制度の周知、介護給付費適正化事業の推進、保険料の滞納縮減に向けた取組に努めてまいります。

次に、衛生事業について申し上げます。ごみ処理事業につきましては、地球温暖化に伴う豪雨や猛暑などの気候危機を克服するため、関係市町村が目指している、2050年温室効果ガス排出量実質ゼロの脱炭素社会の実現と循環型社会形成の推進に向け、ごみの排出抑制と資源リサイクルを徹底するとともに、プラスチック使用製品廃棄物リサイクルの早期実施に向け関係市町村と協議を進め、持続可能な社会づくりへの貢献と、地域住民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ってまいります。

し尿処理事業につきましては、公共下水道等、他の汚水処理事業と比較し、引き続き、公平な住民負担の在り方を精査するとともに、安定かつ適正なし尿処理体制の確立に努めてまいります。

これらの廃棄物処理事業における主要施設の整備方針につきましては、昨年3月に供用を開始した汚泥再生処理センターは、現在まで安定した運転を継続しており、引き続き適切な運営・維持管理に努めてまいります。

また、ごみ焼却場は、令和2年度に現施設の基幹改良工事が完了し、主要設備を更新したところでありますが、施設機能を維持していくため計画的な補修を行い、引き続き適切な維持管理に努め、最終処分場の立容量が残り少ない状況にあることから、現処分場の

延命化を図るとともに、新たな処分場の在り方について、関係市町村と相互に連携しながら検討を進めてまいります。

最後に、消防行政について申し上げます。火災予防につきましては、当広域管内における久慈国家石油備蓄基地の岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所が平成5年に完成してから30年目となる本年は、第3回目の保安検査の受検周期となり、より一層、当該事業所と連携を強固にし、事故防止に万全を期すよう維持管理の徹底を指導してまいります。

また、全国17消防本部、総務省消防庁及び各県の防災担当者で構成される大規模石油備蓄基地所在消防本部連絡協議会の秋季幹事会が本年11月に久慈市で開催されることにより、全国各地の大規模石油備蓄基地に共通する防災の諸問題等について有機的連携を行い、久慈国家石油備蓄基地、そして全国各地の大規模石油備蓄基地の防災対策の向上を図ってまいります。

救急業務につきましては、1分1秒を争う救急活動において、全線開通から1年が経過した三陸沿岸道路は、救急搬送時における傷病者の負担軽減や医療機関への救急搬送時間の短縮に大きな効果をもたらしているところであり、引き続き、指導救命士及び救急救命士を計画的に養成し、救急救命士の質の担保、救急隊の教育指導等、救命率のさらなる向上を図ってまいります。

また、新型コロナウイルス感染症予防対策を徹底するとともに、感染症患者の円滑な搬送と適切な治療につなげるため、久慈保健所、感染症指定医療機関と密接に連携してまいります。

通信体制の強化につきましては、情報通信技術の発展や複雑多様化する災害への対応力強化と行財政上の効率化を目的に、昨年4月に発足した「いわて消防通信指令事務協議会」が進める「いわて消防指令センター」の整備に向け、関係団体と連携し、通信指令体制の確立に取り組んでまいります。

消防防災体制の充実強化につきましては、内閣府公表の日本海溝・千島海溝沿い巨大地震モデルの津波浸水想定を踏まえた久慈消防本部地震・津波対応計画の修正を行い、浸水想定区域内の署所機能移転による消防体制の継続を行うとともに、有事の際における消防力の機動的な運用に努めてまいります。

今後とも、大規模かつ多様化する災害に的確に対応

できるよう、消防職員の知識や技能、災害現場での対応能力の向上に努め、消防車両や資機材を計画的に整備し、関係機関と連携強化を図り、地域住民の安全・安心のため消防行政を推進してまいります。

以上、令和５年度の主な施策の方針を申し述べましたが、今後とも関係市町村と連携して効率的な組織運営に努め、住民サービスを向上させ、安全で安心な生活を確保するため、諸課題に取り組んでまいります。

改めまして、地域住民並びに議員各位におかれましては、久慈広域連合の運営にご理解とご協力を賜いますよう、よろしくお願い申し上げます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第４ 一般質問

○議長（佐々木栄幸君） 日程第４、議案第１号から議案第11号まで及び報告第１号を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

笹原事務局長。

○事務局長（笹原賢二君） 本定例会に提案いたしました議案11件の提案理由及び報告１件についてご説明申し上げます。

初めに、議案第１号「令和５年度久慈広域連合一般会計予算」について申し上げます。

１ページをお開き願います。

第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ40億8,592万3,000円にしようとするものであります。この予算規模は、前年度当初予算額と比較いたしまして1億2,739万3,000円、3.2%の増となっております。

次に、５ページをお開き願います。

歳入の主な項目について、前年度予算額との比較で申し上げます。

分担金及び負担金は、1億1,201万円、3.1%の増、主に塵芥処理施設管理運営費負担金及びし尿処理施設管理運営費負担金の増によるものであります。

使用料及び手数料は、788万4,000円、3.2%の増、主に消防手数料の増によるものであります。

国庫支出金は、67万3,000円、1.2%の減、県支出金は97万3,000円、3.6%の増となっております。

財産収入は、482万2,000円、13.8%の増、主に資源物売払収入の増によるものであります。

諸収入は、677万7,000円、162.4%の増、主に岩手県防災航空隊員派遣助成金の増によるものであります。

連合債は、440万円、54.3%の減、主に衛生債の減によるものであります。

次に、６ページ、７ページをお開き願います。

歳出であります、目的別に主な項目について申し上げます。

総務費は、834万4,000円、11%の増、主に企画財務管理経費の増によるものであります。

民生費は、3,583万3,000円、3.1%の増、主に介護保険特別会計介護給付費繰出金の増によるものであります。

衛生費は、1億449万8,000円、7.9%の増、主にごみ焼却場維持管理経費の増によるものであります。

消防費は、2,136万2,000円、1.5%の減、主に通信指令業務経費及び署所施設整備経費久慈消防署分の減によるものであります。

次に、第２条、地方債の補正であります、４ページの第２表のとおり、いわて消防通信指令センター整備事業について、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めようとするものであります。

以上のほか、第３条において、一時借入金の借入れの最高額を、第４条において、同一款内での流用できる経費について、それぞれ定めようとするものであります。

次に、55ページをお開き願います。

議案第２号「令和５年度久慈広域連合介護保険特別会計予算」についてであります、第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ72億8,774万3,000円に定めようとするものであります。この予算規模は、前年度当初予算額と比較いたしまして、1億5,085万8,000円、2.1%の増となっております。

次に、59ページをお開き願います。

歳入の主な項目について、前年度予算額との比較で申し上げます。

保険料は、1,435万7,000円、1.1%の減、主に所得段階の低い階層の被保険者増加による減であります。

国庫支出金は、3,382万8,000円、1.9%の増、支払基金交付金は、3,516万8,000円、1.9%の増、県支出金は、2,430万6,000円、2.3%の増、これらは主に介護給付費負担金の増によるものであります。

繰入金は、7,189万3,000円、6.3%の増、主に介護給付費準備基金繰入金の増によるものであります。

次に、60ページ、61ページをお開き願います。

歳出であります。目的別に主な項目について申し上げます。

介護総務費は、536万5,000円、5.5%の増、主に第9期介護保険事業計画策定業務委託料の増によるものであります。

保険給付費は、1億3,186万4,000円、2%の増、主に保険給付費の増によるものであります。

地域支援事業費は、1,356万9,000円、2.8%の増、主に包括的支援事業・任意事業費の増によるものであります。

以上のほか、第2条において、同一款内での流用できる経費について定めようとするものであります。

次に、議案第3号「令和4年度久慈広域連合一般会計補正予算（第2号）」であります。今回の補正は本年度最終予算となりますので、現時点での事業費の最終見込み等により調整を行ったものであります。

1ページをお開き願います。

第1条、歳入歳出予算の補正は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ2,504万7,000円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ39億5,366万3,000円にしようとするものであります。

款及び項の補正額は、2ページ、3ページの第1表、歳入歳出補正予算のとおりであります。

次に、第2条、繰越明許費であります。4ページの第2表のとおり、最終処分場施設補修費について、事業費を翌年度に繰越ししようとするものであります。

最後に、第3条、地方債の補正であります。6ページ、7ページの第3表のとおり、最終処分場延命化事業の限度額の変更及びいわて消防通信指令センター整備事業の廃止をしようとするものであります。

次に、議案第4号「令和4年度久慈広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）」についてであります。今回の補正は1ページのとおり、既定の予算額に歳入歳出それぞれ1億4,159万7,000円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ74億697万8,000円にしようとするものであります。

補正の内容についてであります。実績見込みに基づき、歳入につきましては2ページのとおり、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、財産収入及び繰入金を増額し、歳出につきましては3ページのとおり、保険給付費及び基金積立金を増額、介護総務費及び地域支援事業費を減額しようとするものであります。

次に、議案第5号「職員定数条例の一部を改正する条例」についてであります。この条例は職員の定年延長に伴い組織体制を見直し、職員の定数を増員することについて所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第6号「個人情報の保護に関する法律施行条例」についてであります。この条例は個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、同法の施行に関し必要な事項について所要の整備をしようとするものであります。

次に、議案第7号「個人情報保護審査会条例」についてであります。この条例は個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、個人情報保護審査会の設置等に関し、必要な事項について所要の整備をしようとするものであります。

次に、議案第8号「情報公開条例の一部を改正する条例」についてであります。この条例は個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、行政文書の非開示情報について所要の整備をしようとするものであります。

次に、議案第9号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」についてであります。この条例は地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の定年引上げに関する関係条例について所要の整備をしようとするものであります。

次に、議案第10号「職員の高齢者部分休業に関する条例」についてであります。この条例は地方公務員法第26条の3第1項並びに同条第2項において準用する法第26条の2第3項及び第4項の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めようとするものであります。

次に、議案第11号「久慈広域連合の広域計画の一部を変更することに関し議決を求めることについて」であります。本案は久慈広域連合の広域計画に掲げる主要施策について、汚泥再生処理センター供用開始、消防指令業務共同運用、津波浸水想定対応及び現状との整合性を図るため、広域計画の一部を変更しようとするものであります。

最後に、報告第1号「緊急自動車の事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について」であります。本件は令和4年9月22日、久慈市門前第3地割

内久慈警察署前において、岩手県立久慈病院から岩手医科大学附属病院に向けて転院搬送のため緊急走行中、停車していた相手方の車両を追い越そうとしたところ、相手方の車両がウインカーなしで突然右折し、緊急自動車の左側面に接触させたものであります。

この事故に係る損害賠償額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

議案第1号の第2条の地方債についてであります、「第2条、地方債の補正であります」と説明しましたが、「第2条、地方債であります」に訂正させていただきます。大変失礼しました。

以上で提案理由及び報告の説明とさせていただきます。よろしくご審議、ご決定を賜りますよう、よろしくお願いいたします

○議長（佐々木栄幸君） これより提出議案に対する総括質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

~~~~~

## 日程第5 一般質問

**○議長（佐々木栄幸君）** 日程第5、一般質問を行います。

順次質問を許します。

6番、南一郎君。

**○6番（南一郎君）** 通告に従い、質問させていただきます。

1、令和5年度から始まる定年延長対策について。

地方公務員法の改正により、令和5年度から段階的に定年年齢が引き上げられ、当広域連合においても定年延長に伴う条例が改正されているところであります。

今般、久慈広域連合消防本部の条例定数を現行の143人から160人に改正するとの条例改正が本会議に提案されておりますが、職員の定数を増員しなければならない理由は、職員の高齢化対策であること、近い将来に訪れる大量退職時代に備えて前倒し的に一定数の職員を採用しなければならないこと、そもそも年齢構成にムラがある現在の状況を是正する必要があること、育児休業対応等々、様々な理由が上げられております。

この理由を考慮すると、職員の条例定数を改正しな

ければならないのは、久慈消防に限ったことではないと推察されます。県内他消防本部の状況、または全国的にはどのような対策がとられているのかお伺いします。

次に、新型コロナウイルスの感染症分類について。

国においては、感染症法上の類型を第2類から第5類に変更する動きがあります。このまま進むと本年5月8日には、季節性インフルエンザと同様の第5類に分類される見通しとなっております。

ただし、分類が緩和されたとしても、当該ウイルスの毒性や感染力が弱くなるわけではないため、消防における対応方法、特に救急患者の搬送時の感染対策については何ら変わらないものではないかと思われます。

そこで、現在、管内において新型コロナウイルス感染者の搬送者数や病院の受入れ状況などはどのような状況なのか、また類型が見直された場合にはどのように対応するのか、広域連合長の所見をお伺いします。

次に、海での事故に対する対応状況について。

昨年12月19日に、久慈市長内町久慈市漁港の港湾内に軽自動車が転落し、中にいたお二人の尊い命が犠牲になるという痛ましい事故が発生しています。

久慈消防としても現場に出向き、患者の搬送など何らかの対応はされたものと思いますが、これは海の事故ですので、この事故に対応するのは海上保安庁だということは認識しております。

私は消防OBでございますが、在職当時、久慈消防本部においても海の事故に対応する必要があるのではないかと、水難救助部隊の新設について検討されたものの、体制が整わず、水難救助部隊発足には至らなかったものと記憶しています。

そこで、久慈広域連合消防本部として、海の事故に対して現在はどうに対応しているのか。また、県内の他の消防本部の状況はどうか。

さらには、今後においても発生することが想定される海の事故について、どのように対応していくお考えなのか、広域連合長の所見をお伺いします。

**○議長（佐々木栄幸君）** 遠藤広域連合長。

**○広域連合長（遠藤譲一君）** 南一郎議員のご質問にお答えをいたします。

最初に、定年延長対策についてお答えをいたします。

まず、県内他消防本部の状況であります、北上地

区消防組合消防本部、大船渡地区消防組合消防本部で定年延長及び平準化に伴う定数条例の改正に向けて準備を進めていると伺っているところであります。

次に、全国的な対策であります。総務省消防庁では、定年引上げに伴う消防本部の課題に関する研究会を開催し、高齢期職員の現場業務への配置の懸念や退職補充による新規採用のばらつきなどについて検討を行い、令和4年11月に報告書として取りまとめ公表しております。

これらのことを踏まえて、各消防本部の諸課題に合わせた対策が行われていると認識をいたしております。

また、全国消防長会発行の「令和4年版消防現勢」によると、全国消防本部の条例定数は、令和元年度から令和3年度までの3年間で1,528人の増となっており、消防力を維持するために必要な定員の見直しが全国的に行われていると捉えております。

次に、新型コロナウイルスの感染症分類についてお答えをいたします。

久慈広域管内における感染者の救急搬送者数につきましては、令和3年が3名、令和4年が97名、令和5年は1月31日までの1か月間で20名、合計120名を搬送した実績がありますが、全国的に報道されている搬送先が決まらない、いわゆる搬送困難事例は発生してはおりません。

次に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の類型が見直された場合の対応につきましては、基本的な感染対策や制限が緩和に向かっていくところではありますが、現状では新型コロナウイルスの毒性や感染力が弱まるというような変化は確認されていないことから、当消防本部といたしましては、救急、火災、救助といった住民サービスが滞ることのないよう感染対策を継続して対応してまいります。

最後に、海での事故に対する対応状況についてお答えをいたします。

当消防本部では、平成20年度、21年度において水難救助部隊を新設するか否かの検討を行い、潜水土の養成や潜水訓練を実施した経緯はありますが、南議員のご指摘のとおり、その後に発生した東日本大震災等の影響もあり、潜水が可能な水難救助部隊の発足には至っておりません。

なお、洪水時の災害に対応可能なゴムボート等の装備はありますが、潜水装備は有しておらず、現在は潜

水訓練も行っていない状況であります。

次に、管内で海の事故が発生した場合の対応であります。実際に潜水活動等を行う海上保安庁と連携し、対応しているところであります。

また、宮城建設株式会社港湾漁港部からは、海への潜水が必要な場合と海中に転落した自動車などの引上げが必要な場合には、可能な限り対応する旨の申し出をいただいているところであり、昨年12月19日の事案に加え、これまでに発生した海中転落等の事案におきましてもご協力をいただいているところであります。

次に、県内消防本部の状況であります。釜石大槌地区行政事務組合消防本部と大船渡地区消防組合消防本部が水難救助隊を運用しており、また近隣の消防本部では、八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部が水難救助隊を運用していると伺っております。

今後におきましても、関係機関と連携するとともに、当消防本部においてもその必要性について検討し、災害現場に対応してまいりたいと考えております。

以上で南一郎議員に対する私からの答弁を終わります。

**○議長（佐々木栄幸君）** 再質問を許します。

6番、南一郎君。

**○6番（南一郎君）** ありがとうございます。丁寧な答弁をいただきました。本当にありがとうございます。

質問です。総務省消防庁の定年引上げに伴う課題の研究会での検討結果は、久慈消防本部においても検討され、その結果が今回の定年延長対策であると解しているのでしょうか。

**○議長（佐々木栄幸君）** 大粒来消防長。

**○消防長（大粒来輝行君）** 去年から研究会が始まって、6回ぐらい検討会を開いておりますが、久慈消防本部では、このような状況を踏まえていることは当然のことなんです。中間報告とか様々なことも踏まえて検討しております。

また、消防本部では2年前からこのような検討を行っておりまして、2年前から市町村に説明し、昨年いろいろな準備というか、議会に提出できるぐらいの準備が整ったということでございます。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** 6番、南一郎君。

**○6番（南一郎君）** 了解しました。定年延長に伴

うような課題が様々上げられておりますが、定数を143から160名にするということで、全ての課題が解決されるというような解釈でよろしいですか。

**○議長（佐々木栄幸君）** 久慈消防次長。

**○消防次長（久慈一志君）** ただいまの議員に対しての説明を申し上げます。

全て解決するというふうには考えておりませんが、平準化し、対応するということで業務を推進していきたいと考えております。様々な課題はまだまだあるとは考えております。

以上でございます。

**○議長（佐々木栄幸君）** 6番、南一郎君。

**○6番（南一郎君）** 現行160を目指すということですが、160になった際の増加した人員の配置というようなことについては、どのような考えですか。

**○議長（佐々木栄幸君）** 久慈消防次長。

**○消防次長（久慈一志君）** ただいまのご質問ですが、160人になった場合ですけれども、久慈消防署に45名、洋野消防署に23名、分署は15名、残りを消防本部のほうに配置したいと考えております。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** 6番、南一郎君。

**○6番（南一郎君）** その残りのということは、どういう目的というか、使い道というんですか、趣旨はどのようなになっていますか。

**○議長（佐々木栄幸君）** 大粒来消防長。

**○消防長（大粒来輝行君）** 今回の条例改正の目的としましては、現場対応力を維持しようというのが最大の目的です。現場平均年齢が消防職員50歳ぐらいになってしまうということで、現場に対応する85%が現場対応の職員になっています。その残りの15%のところに職員を増加するというので、逆行しているのではないかなと考えられると思いますが、実はこの分署、消防署から派遣している人数、教官、防災航空隊、指令センター、あるいは初任科、救命士、指導救命士、様々、署から派遣しているものですから、実員が現状少ないというふうな状況です。

そのため、消防本部のほうに派遣する職員を集めようということで、現場の対応力を低下させないという大きな意味がありまして、消防本部のほうに派遣する人をまとめるということで、そのような対応しております。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** 6番、南一郎君。

**○6番（南一郎君）** 了解です。あと、この件については、令和19年度以降の見通しについてはどのような捉え方になっていますか。

**○議長（佐々木栄幸君）** 久慈消防次長。

**○消防次長（久慈一志君）** 令和19年度以降に関しては、様々な今後の課題が出てくると思いますので、19年度の数年前から各市町村との協議を継続して、19年度以降に対しては、もしかすれば定数改正がまた必要になるかもしれませんし、逆にふえるかもしれないし、減ることも想定されますし、そういう観点がありますので、19年度以降に関しては、今後また継続的に協議をしていきたいと考えております。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** 6番、南一郎君。

**○6番（南一郎君）** 近い将来、日本海溝、千島海溝、この異常気象的なものの対応等に支障を来さないような人員配置をしていただきたいというふうに考えます。

次に、感染症分類について伺います。これまでに合計120名の感染者というか、搬送があったということですが、それは通常のコロナ以外の搬送者より増加をしたものか、それとも通常の救急件数と変わらないものなのか、その辺について伺いたいです。

**○議長（佐々木栄幸君）** 中屋敷消防次長。

**○消防次長（中屋敷亨君）** ただいまのご質問は、通常の救急に影響があったかということと捉えます。

令和3年度の救急件数が2,060件、それに対し、失礼しました、年度ではなく年ですね、1月から12月までの救急件数が2,060件、それに対し令和4年は2,440件と380件、パーセンテージにすると18.4%増加しております。

コロナ関連の搬送者数が120名ですので、380件がふえておりますので残り260名ということになりますが、発熱患者も相当数増えておりまして、コロナの疑似症例と申しますか、病院まで行ったら陰性だったという、感染が疑われる患者さんも相当数おります。

ですので、この380件増加全てがコロナの影響かといいますと、ちょっとそれも明確には判定できませんが、相当の影響はあったと捉えております。

以上でございます。

**○議長（佐々木栄幸君）** 6番、南一郎君。

**○6番（南一郎君）** 120件の搬送ということで、増加傾向であるということですが、その対応というか、防疫体制というようなことについて、職員が感染したことがあるのか、または、その影響についてはいかがでしょうか。

**○議長（佐々木栄幸君）** 中屋敷消防次長。

**○消防次長（中屋敷亨君）** 救急での搬送で隊員が感染したものだろうと、明確にある程度判定できたのは1件ありました。救急隊4名でそのときは救急搬送の対応をしております、そのうち3名が感染したという事例が1件ほどありました。

ほか職員の感染は、現在のところ39名おるんですが、先ほどの3名も含めて39名なんですが、その感染の状況は、明らかに救急からというのは1件だけでした。そのほかについては、家族からの感染とか感染経路不明とか、そのような状況でございます。

救急への影響はどのようなのかということですが、39名の感染者がおりまして、そのほかにも濃厚接触者とか、職員もたくさんおりましたので、これまでに延べで二百七十数件の自宅待機者がおります。ですので、非常に人員の少ない中やりくりをして、何とか現在まで乗り切っているという状況でございます。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** 6番、南一郎君。

**○6番（南一郎君）** 了解しました。実際のローテーションのようなことに対しての、業務に対しての影響というのは、具体的にはどんなことがあったのでしょうか。

**○議長（佐々木栄幸君）** 中屋敷消防次長。

**○消防次長（中屋敷亨君）** 一度コロナの感染が疑われた方を搬送しますと、一旦終了してから救急車を消毒します。職員も消毒しますし、それに大体1時間半程度時間を要します。行ってきた救急隊員が救急車の除染作業をするわけではありませので、行った救急隊員も含めて6名程度、プラス3名程度で除染作業をしております。

ですので、その間、救急車1台が動けないという状況にありますし、それから、職員のローテーションについても、朝の勤務交代のときに上番と下番を合わないようになるとか、ふだんであれば大交代とか勤務交代で申し送りをして、30名程度の職員が顔を合わせる

わけですが、そういったこともなるべくしないように様々な対策をとっておりますし、現在もなんですが、業務の継続計画という計画をもってレベルを決めておりまして、現在レベル3ということで、一般的な対外的な業務を制限しているような状況でございます。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** 6番、南一郎君。

**○6番（南一郎君）** 了解しました。まず、先ほどの連合長の答弁でありますと、一連のコロナの扱いが5類に格下げというんですか、そういうふうになるということです。そうすると、それまでの防疫体制は継続するというふうなことで答弁があったかと思いますが、例えばただいまの一般業務のような場合においては、どのような扱いというんですか、人数もかなりの人数を割いて対応をしているようですが、その辺についての今後のやり方についてお伺いしたいと思います。

**○議長（佐々木栄幸君）** 中屋敷消防次長。

**○消防次長（中屋敷亨君）** 今現在、第8波のほうもかなり落ち着いてきているというふうには捉えておりますので、また、3月の上旬には、一般市民の方々のマスクについても個人の判断に任せられるというふうな報道もされておりますので、業務につきましては、徐々に緩和していきたいと思っております。

さらに、5月8日に5類に引き下げられるという想定がされておりますので、その前にある程度業務は緩和していく。ただし、救急活動等につきましては、標準的な感染対策はしっかり継続して、コロナは5月8日時点でもまだなくなるとは想定されておりませんので、対策についてはしっかりとやっていきたいと捉えております。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** 6番、南一郎君。

**○6番（南一郎君）** 了解しました。このコロナというのは、また常に変異もしながら進化していくようですので、5類にはなっても毒性や感染力、危険性が減少するわけではないと思いますので、業務に支障のないような対応をとっていただきたいというふうに思います。

次に、水難救助隊が今発足していない直接的な原因は、どのようなものがあったのかということでお伺いしたいと思います。

**○議長（佐々木栄幸君）** 中屋敷消防次長。



**○消防次長（中屋敷亨君）** 議員ご質問のとおり、当時発足させようと、平成20年、21年頃、発足させようと動きましたが、ご承知のように東日本大震災がその後すぐに起きまして、それもありまして発足には至っておりません。

加えまして、種市高校で当時訓練をさせていただいたんですが、種市高校の先生からも意見をいただいたところ、潜水士の資格を取っても、それは自分の身は守れるけれども、ほかの要救助者を救出するには相当の訓練が必要だろうと、このままでは非常に危険なままで隊を発足することになるという、非常に現実的な意見をいただきまして、それで、これは10月の議会でもご質問に対してお答えしたんですが、我々はまだそのレベルに達していないという判断のもとで、海上の水難事故に対して水面以上の水難事故に対して対応するというふうにはしておりますが、潜水をしての対応については現状では厳しいという判断のもとで、現在でも隊の発足には至っていないという状況でございます。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** 6番、南一郎君。

**○6番（南一郎君）** そうすると、去年あった水難事故のような対応の場合は、現場には駆けつけるけれども、具体的な動きということにはなっていないという解釈でいいですか。

**○議長（佐々木栄幸君）** 中屋敷消防次長。

**○消防次長（中屋敷亨君）** 潜水できる装備がありませんので、そのとおりでございます。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** 6番、南一郎君。

**○6番（南一郎君）** その件に関しては、今後もしそういうふうな対応しかできていかないというようなことでいいですか。

**○議長（佐々木栄幸君）** 中屋敷消防次長。

**○消防次長（中屋敷亨君）** 12月19日の事案につきましては、海上保安庁とか、あと宮城建設様とか、潜水の技術がある部署の方に依頼をして、我々は手をこまねいて待っているという非常にじくじたる思いをしましたので、このままで本当にいいのかという思いは非常にあります。

今本部内では、海上保安庁レベル、搜索から何から全部やるというのは到底無理だとは思っておりますが、

この間の12月19日のような陸上からでも目視で海底が見えるというような状況のときは、何かしらできるのではないかと考えておまして、本部内で今検討している状況でございます。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** 6番、南一郎君。

**○6番（南一郎君）** 生存者が見えるとかいうような、具体的な状況は分からないんですが、やっぱり災害現場に行って手をこまねいているというのは、なかなか難しいような気がしますので、その辺の対応についてはぜひ検討していただきたいなというふうに思います。

それからあと、近隣の消防本部だったり、海を有するところの活動状況、それから八戸にも水難関係が存在すると、救助隊が。ですが、そういうところとの連携というふうなことについては特にはないのでしょうか。その辺の状況について伺います。

**○議長（佐々木栄幸君）** 中屋敷消防次長。

**○消防次長（中屋敷亨君）** 県内、釜石と大船渡消防のほうに水難隊がありますし、近隣では八戸にあるという状況でございます。

活動の状況につきましては、それぞれ年間数件の海難事故に対して対応しているというふうに伺っております。釜石消防では、平成14年に発足し、現在では26名の隊員数で運用していると。大船渡消防につきましては、平成21年に部隊を運用し、現在は運用人数は25名。八戸消防では、昭和53年から潜水活動はしていると。指名隊員は100名前後で、年間数件の対応しておりますというふうに伺っております。

この連携につきましては、久慈消防としましては、海上保安庁、それから宮城建設様、それから県警のほうに海難部隊もありますので、そちらと連携しながら今後も進めていきたいと考えております。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** 6番、南一郎君。

**○6番（南一郎君）** これらの水難救助隊というような編制が26名、25名、100名というふうになっておりますが、この方々の隊員は、一般業務だったり救急業務だったりとか、消防本来の業務には携わらない、どのような編制になっているものなんでしょうか。

**○議長（佐々木栄幸君）** 中屋敷消防次長。

**○消防次長（中屋敷亨君）** すみません、八戸消防

については資料がありませんが、釜石、大船渡については、一般業務もちろんする、兼任隊ということになっております。

ただし、釜石の水難隊、登録上は専任隊という登録にはなっておるんですが、兼任で一般の救助ですね、そちらのほうも兼務しているというふうに伺っておりますので、実質は兼任部隊というふうな形なのかなと捉えております。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** 6番、南一郎君。

**○6番（南一郎君）** 了解しました。やっぱり水難事故対応は、今後大きな津波、日本海溝だったり、そういう大きな自然災害の中にも存在すると思いますので、その件については、やはり今後必要だというふうに認識はいたします。少し検討していただければというふうに思っております。

以上で質問を終わらせていただきます。

**○議長（佐々木栄幸君）** 再質問を打ち切ります。

この際、換気のため休憩いたします。再開は11時5分といたします。

**午前10時55分 休憩**

**午前11時05分 再開**

**○議長（佐々木栄幸君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を継続します。

14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** 私は、第12回久慈広域連合議会定例会に当たり、遠藤譲一広域連合長に対して一般質問を行います。

通告順に従い質問を行います。

第一の質問は、広域連合長の施政方針演述についてであります。

まず第1点目は、介護保険事業の制度改正について、国の動向を注視しながら第9期計画を策定していくとありますが、どのように制度が変わるものと考えているのかお尋ねします。

2点目は、し尿処理事業についてであります。適切な運営・維持管理に努めるとしてありますが、停電対策については触れていませんが、具体的にどのような対策を考えているのかお尋ねいたします。

3点目は、最終処分場についてであります。

延命化を図るとともに新たな処分場の在り方について関係市町村と相互に連携しながら検討を進めるとしてありますが、検討会の立ち上げはいつになるのかお尋ねします。

4点目は、大規模石油備蓄基地所在消防本部連絡協議会の秋季幹事会が11月に開催されることですが、会議の規模、期間、市民への周知はどのように行われるのかお尋ねします。

第二の質問は、岸田政権は敵基地攻撃能力保有と5年間に43兆円という空前の大軍拡が進行しつつあるということについてであります。

ロシアのウクライナ侵略では、まちの中にミサイルが撃ち込まれ、多くの市民が犠牲となっています。日米が一体化して戦争になれば、日本国内にミサイルが飛んでくる。2月6日の衆議院予算委員会で、穀田恵二議員の「大規模な被害が生じることも否定できないではないか」という指摘に、浜田防衛大臣は可能性を認めています。国土が、まちが、焦土・廃墟化とする中で、消防や消防団が被災者の救助に当たることになるのかお尋ねします。

質問の第三は、介護保険の国と都道府県と市町村の負担割合についてであります。

介護保険制度導入前は、介護に関わる国、都道府県、市町村の負担割合は、国50%、都道府県25%、市町村25%と全額公費負担でありましたが、介護保険導入により国25%、都道府県12.5、市町村12.5、国民の保険料負担は50%、これは40歳から64歳が27%、65歳以上が23%ですが、さらに利用者負担、施設居住費、給食費の負担となっています。保険料基準額は全国平均で2001年、月2,911円から、現在6,014円と20年で2倍以上になっています。既に負担は限界を超えているのではないのでしょうか。

そこでお尋ねします。介護保険制度に対する国の負担割合、地方自治体の負担割合を見直し、増やすことを国に求めるべきではありませんか。お聞かせください。

以上で登壇しての質問を終わります。

**○議長（佐々木栄幸君）** 遠藤広域連合長。

**○広域連合長（遠藤譲一君）** 城内仲悦議員のご質問にお答えをいたします。

最初に、広域連合長施政方針演述についてお答えを

いたします。

まず、第9期介護保険事業計画策定に向け、国においてどのように制度が変わるかについてであります。厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会において、介護保険制度の見直しに関する意見が令和4年12月20日に取りまとめられ、同省のホームページに掲載されていることを確認しているところであります。

今後、同省において、その意見書の内容を踏まえた見直しの具体化を図り、全国課長会議において令和5年3月に第9期介護保険事業計画に関する基本的な考え方が、同年7月に基本指針案が示されるスケジュールとなっており、現時点においては具体的な改正内容が提示されていないことから、引き続き国の動向を注視してまいります。

次に、汚泥再生処理センターにおける停電対策についてであります。当該施設は停電時であっても貯留設備により、最大で約9日分のし尿等を施設内に保管することが可能であることから、施設の状況を確認した上で受入れを継続し、貯留したし尿等につきましては、停電解消後に当該施設で処理を行うこととしております。

また、当該施設が被災し、または搬入が困難と予想される場合におきましては、関係市町村と協議の上、一般廃棄物に係る災害相互応援に関する協定書に基づいて、岩手県や他の市町村等への応援要請を行うこととなっております。

次に、新たな最終処分場の検討会の立ち上げ時期についてであります。現在の最終処分場は令和6年度に延命化を図り、令和14年度まで埋立てが可能となる予定であります。

新たな処分場の建設には、整備検討から供用開始まで8年程度を要すると想定していることから、令和6年度中に検討会を立ち上げたいと考えております。

次に、大規模石油備蓄基地所在消防本部連絡協議会の秋季幹事会についてであります。会議の規模につきましては、大規模石油備蓄基地が所在する全国17消防本部の担当課長と、総務省消防庁、危険物保安技術協会、県の担当課長等の約30名が参加し、大規模石油備蓄基地に係る保安及び防災上の共通する諸課題について意見交換することとしております。

次に、開催の日程につきましては、本年11月中旬頃の1日を予定し、会議に合わせて久慈国家石油備蓄基

地を視察する予定としております。

また、住民への周知につきましては、考えていないところであります。

次に、武力攻撃を受けた場合の消防本部及び消防団の対応についてお答えいたします。

日本国内が武力攻撃を受けた場合、消防職員及び消防団員は、平成16年6月に制定された武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律に基づき、攻撃による危険性を考慮し、安全が確保された中で住民の避難誘導や消火活動などの災害の防御、負傷者の救出、救護活動を行うこととなります。

最後に、介護保険の国と都道府県と市町村の負担割合についてお答えいたします。

国の負担割合の見直しについてであります。当広域連合といたしましては、被保険者の負担軽減を図っていく必要があるものと考えており、国に対し、国の負担割合を引き上げるよう県市長会、県町村会を通じて要望しているところであります。

また、自治体の負担割合の見直しにつきましても、持続的で安定的な介護保険財政基盤が確保されるよう制度の動向を注視してまいります。

以上で城内仲悦議員に対する私からの答弁を終わります。

**○議長（佐々木栄幸君）** 再質問を許します。

14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** 第一の施政方針演述の関係でございますが、国は春に統一地方選挙があります。その関係で結論を引き延ばしているわけですね。特に私問題だと思うのは、今は国会を通さなければ様々な改正ができない状況ですよね。それを政府内の手続で進められるように政令改正や、介護報酬改定でできるやり方を考えていると。これは極めて、自由に政府で改正ができるし、国民の側からすれば、利用者の側からすれば改悪になるということがあるわけです。例えば、政府は利用者の利用料の2割負担の対象拡大、多床室の有料化、一定額の60歳以上の保険料引き上げ、こういったのを考えているんですが、やはりそういった制度改正をするなという声を私は今の時点できちんと上げておく必要があるのではないかと思います。その点でも市長会等を通じておありでしょうか。そういう認識をお持ちでしょうか、お聞かせください。

**○議長（佐々木栄幸君）** 田高介護保険課長。

**○介護保険課長（田高慎君）** ただいまの城内議員のご質問にお答えいたします。

市長会、町村会等で要望してございますのは、国の負担を求める、ふやしていただきたいということでの中身でございます。

その中身に関しましては、目的といたしましては、持続可能な介護保険制度の確立、そちらのほうをするようにということで、さらなる国の負担、そちらのほうを求めるようなことでの要望ということになります。

**○議長（佐々木栄幸君）** 14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** 私は冒頭申し上げましたが、結局負担が限界になってきているんですよ。保険料も2倍を超えているし。そして、さっき言った施設料を含めて公益費がふえてきていると。したがって、入れなくなってきていると、年金が低下しているし。入りたくても入れないという状況があつて、そういった点では、さっき言ったように、国が従来は50%出した介護保険に係る政策について、今は半分しか出してませんからね。これを10%引き上げることにして、介護保険の根本的な財政改善をしていかないと、介護保険の安定的な継続にならないんですよ。利用者が利用できないんですから。そこをぜひ強く私は言うべきだと思いますが、再度お聞かせください。

**○議長（佐々木栄幸君）** 遠藤広域連合長。

**○広域連合長（遠藤譲一君）** ただいまの城内議員からご発言いただきました、私どもといたしましても、利用者の負担、保険料の負担も増えていると。利用者の負担も増える傾向にあるということで、これは非常に厳しい状況だというふうに思っております。

一方では、介護保険制度は維持していかなければならないというふうには思っておりますので、結論としては、やはり国の財政出動を、国の負担割合をもっともつとふやしていただかないといけないという意味では、城内議員と同意見でございます。これについては、今後とも県市長会、町村会を通じて、継続して国に対して求めてまいります。

**○議長（佐々木栄幸君）** 14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** 本当に歴史を振り返りますと、3年ごとに、2000年に介護保険がスタート、2006年には施設の部屋代、光熱費、食事代、全額自己負担、2012年には全世代型社会保障改革で自己責任が増えてきたと。自助、共助、自己責任と。2015年には利用料

2割負担の導入、特養への入所は要介護3以上に制限、要支援1の保険外し、そして2018年には利用料3割負担導入、2021年には部屋代、食事代、自己負担への補足給付などの対象外拡大。次の2024年には、さらに利用料を1割から2割、多床室の部屋代、自己負担が増額、介護保険の引上げ。そして2027年には、要介護1の介護保険外し、ケアプラン有料化という形に、これは新婦人新聞という新聞ですが、そういう資料に掲載されております。

そのことも極めて、そのように動きつつあるので、政府は、先ほど私が申しましたが、5年間で43兆円の軍事費の計上、軍事費5兆円は年度ごとに増やしていくと。介護保険を無料化するには1兆円あればできるんですよ。それから、ケア労働200万人の処遇を改善するには2兆円あればできるんですね。これはぜひお金の使い道を、軍事費じゃなくて、福祉、暮らし、介護のほうにお金をつければいいと私は思うんですが、そういった方向を目指すべきだということを訴えておきたいというふうに思います。

次に、し尿処理場です。9日間は停電になってもできるんだと。そして、一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定書、いただきました。初めていただきました。これは非常にいいことで、これは事態が起きてから、定期的に会議をやっているか分かりませんが、ぜひ年に1回とか3年に1回ぐらい、もう日本海溝の津波がいつ来るか分からない中で、きちっと年に1回の計画をしながら、その会を開いて、そういった連携が即座にできるような状況をつくっていくということが必要じゃないかというふうに感じたんだけど、協定書に関わる協議会はどのような形で進められていますか。

**○議長（佐々木栄幸君）** 中新井田衛生課長。

**○衛生課長（中新井田理君）** 城内議員のご質問にお答えいたします。

まず、災害があったときの体制ということで、今は協定書のほうを結んでおりますけども、本来災害が起きた場合、当広域連合の施設で処理が可能かどうかということで判断はするんですけども、その後、判断ができないというような状況になった場合につきましては、各市町村で地域防災計画を立てておりまして、そちらのほうから県や各市町村のほうに応援をするというような流れもありますので、その連携が図れるよ

うに、今後どのようにしたらいいか検討はしていきたいと考えております。

**○議長（佐々木栄幸君）** 14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** 具体的には、そうするとこの会議はこれまで開かれていませんね。

**○議長（佐々木栄幸君）** 中新井田衛生課長。

**○衛生課長（中新井田理君）** この協定についての会議というのは、特に開かれておりません。

**○議長（佐々木栄幸君）** 14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** 応援調整市町村というページもありまして、久慈の場合は、構成市町村は久慈市、洋野町、普代村、野田村、久慈広域連合、応援調整市町村は、正副がありまして、正は二戸、副が盛岡市となっています。これは災害が起きてからでは、なかなか動きがとれないわけですから、少なくともこの協定に基づいた、久慈市の対応するところでもいいわけですから、そういう協議の会をぜひ持っていただきたいと思います。

津波の被害が起きない内陸では、なかなか大きな地震以外は考えられないわけで、しかし、津波区域は大いに考えられるので、そういった意味では、受ける側との調整を具体的に私は日頃からやっていく必要があると思うので、年1回程度、協議会を持つということについては、こういうところには私は金をかけてもいいと思うんです。旅費程度あればできることです。から、意思疎通ができる状況をいかに日常からつくっておくということが大事だと思うので、この点、ぜひとも定期的な協議をできるだけするような体制をとっていただきたいんですが、いかがでしょうか。

**○議長（佐々木栄幸君）** 中新井田衛生課長。

**○衛生課長（中新井田理君）** 今後、検討してまいります。

**○議長（佐々木栄幸君）** 14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** 最終処分場について、令和14年までは可能だと。つくるには8年ぐらいかかるので、令和6年度には検討会を立ち上げたいということでございます。いずれこれも、なくてはならない施設でございますので、速やかに計画をして、関係市町村と懇談会なり検討会を開いていただきたいんですが、再度お聞かせください。

**○議長（佐々木栄幸君）** 中新井田衛生課長。

**○衛生課長（中新井田理君）** 検討会の立ち上げに

つきましては、来年度、市町村と協議をして、令和6年度中には開催したいと考えております。

**○議長（佐々木栄幸君）** 14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** よろしく願いいたします。

大規模石油備蓄関係の協議会のことですが、市民には周知しないということで、内部的な会議かと思いますが、しかし、日本国内にある17の施設のところが集まるということで、私は先ほど申しましたように、岸田政権が敵基地能力保有ということで、専守防衛を投げ捨てたという状況の中で、日米の軍が融合した形で動けば結局日本からミサイルを撃たなくても米が撃つと、アメリカが動くとそのお返しが日本に来るということになるわけです。

第二次世界大戦のときの戦争と、現在の戦争の違いを私は見てほしいんです。ウクライナを見てください。ぼんぼん市街地に飛んできているんです。市民が殺されているんです。そこで私が思うのは、石油備蓄基地だって対象になるわけです。そういった意味では、この久慈管内もそういった関係になるわけです。そういった意味では、この会議の中で、そうした危険性についても議題の中に入れて協議すべきではないかと思うんですが、そういう提起を、連合長、きちんとしませんか。これ本当に重大なことです。今までの戦争、プーチンの戦争の仕方、本当に許されない残忍なやり方です。昔の戦争は、軍隊同士が戦場で戦争をしてきました。しかし、今は戦場でないところにどんどんミサイルが来るという戦争のやり方です。本当にこれはあってはならないというふうに思うんですが、この会議でそういった提起をすべきではないですか。お聞かせください。

**○議長（佐々木栄幸君）** 大粒来消防長。

**○消防長（大粒来輝行君）** 議員おっしゃるとおり、久慈には国内で需要の4日分、岩手県で1年分の石油が貯蔵されておりまして、もしそのような事態になれば、標的にされる可能性は十分あるかと思います。

ただ、この大規模石油備蓄基地所在消防本部連絡協議会につきましては、専門的な内容、例えば市内の24時間配管検査とか、様々な部分を検討しております。また、大きなミサイルとか、その襲撃とかでなくテロ対策とか、それについてはきちんと議題に乗っておりまして、各基地で共通して対策は講じておりますが、国防的な対策につきましては、この会議の内容にはふ

さわしくないのかなということもありますが、問題提起については、いろいろ考えていく部分がありますので、意見交換会とかには乗せていこうかなと考えております。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** 14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** そういう認識が、なかなか緊張感がない認識なんで、そういう答弁したんだなと思うんですが、私は戦争を体験してません、戦後生まれですから。しかし、今のロシアのプーチンの戦争の仕方を見たときに、本当に北朝鮮がどこに撃つか、中国がどこに撃つか分からない、そういったことを私は想定すべきだと思うんです。ぜひこれは緊張感を持ってほしいと思うんです。

特に私は、今憲法9条を読み上げますよ。第9条、戦争の放棄、戦力交戦権の否認、日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇または武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。2、前項の目標を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権はこれを認めない。憲法9条は一言も変わってないんですよ。しかし、岸田内閣は専守防衛を投げ捨て、敵地攻撃能力を持つことに方針を示しました。そのことは、戦争が起きる可能性が、前にも三步も四歩も進んだということなんです。私は戦争が起きてからでは遅いというふうに思うので、私はですね、地方自治体、連合も地方自治体です。やっぱり地方自治体の責任を持つ方々は、憲法を守れと、違憲の状態をつくるなという声を上げるべきじゃないのかと。明らかに専守防衛能力保有というのは、憲法9条違反なんですよ。そう思うんですが、憲法9条違反じゃありませんか、連合長、お聞かせください。こんな明確な憲法違反してはいけないという声を、私は地方からどんどん上げるべきだというふうに思うので、地方自治体の首長として、広域連合の首長として、やはり地域住民の命を守る立場にありますから、一つ、憲法9条から見た場合にこのような事態は違憲だということを申し上げていただきたい。私はそういうふうに思うんですが、お聞かせいただきたいと思います。

**○議長（佐々木栄幸君）** 城内議員に申し上げます。一般質問に関してのみの内容の質問をお願いします。

14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** なかなか答えにくいかもしれませんが、これは私の意見としてきちんと申し上げておきたいと思います。

もう一つ、憲法第99条です。天皇または摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負うとありますので、憲法99条をしっかりと、お互い公務員ですから、私たちも特別職の公務員ですし、皆さん方も公務員であるし、特別職の方もいますが、この99条はやっぱり守っていくというのは大事だと思うんですが、この憲法99条に関わって、公務員の立場としてお答えいただけませんか。これも答えられませんか。

**○議長（佐々木栄幸君）** もう一回申し上げます。一般質問に沿った質問をお願いします。

**○14番（城内仲悦君）** これもですね、憲法のもとに私たちは動いているわけですから、憲法を守れという声は、大いにきちんと上げていく必要があるというふうに思うわけであります。

そこで、3番目の質問を再質問いたします。先ほど、介護保険の国の負担の割合について求めていきたいというお話でございました。本当に国の負担割合を増やすということ、先ほどの国の政策のほうから見てかなり厳しい状態にありますが、しかし、介護保険を正常化していくことが極めてこれからの高齢者の方にとって重要だと、特に私も団塊の世代の1人でございまして、私どもが一番ターゲットになっておりまして、どんどん利用料や保険料を増やすことになれば、本当に困るという事態でありますので、これは全力を挙げて財源の国の負担割合を増やすこと、このことの重要性を市長会を通じて、本当に強く強く声を出していただきたいと思いますが、再度、連合長の強い決意をいただきたいと思います。

**○議長（佐々木栄幸君）** 遠藤広域連合長。

**○広域連合長（遠藤譲一君）** 先ほどもお答えしたとおりでございますけども、全国市長会、全国町村会におきましては、かねてより国の負担割合の引上げ、これを強く求めております。なかなか現実にはそれがかなわない状況でありますけども、この姿勢は、全国市長会、町村会、変わるものではないというふうに思っておりますので、これからも強く声を上げ続けたいと思っております。

**○議長（佐々木栄幸君）** 14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** 憲法の問題になるとなかなか答弁しづらいようでございますが、しかし、日本国憲法、まだ憲法9条も改正されておりませんので、ちゃんと憲法に基づいた政治をやれという声を出していくべきだというふうに思います。

永田町の国際的な通信簿は52位だそうです。日本のマスコミのランクは72位だそうです。極めて国際的には悪い段階の評価をいただいているのが日本の政治と、永田町と日本のマスコミではないでしょうか。大手の新聞の社長さんたちも軍拡に賛成の声を出していますが、そここのところは、やっぱり地方からちゃんとした政治をやれという声を上げていくときだというふうに思っていますので、私は街頭からもいろいろ申し上げておりますし、様々な場所で軍備を増やすなという声を上げていきたいと思っております。

いずれ久慈広域連合が、来年度、この予算によって本当に市民の、地域住民の安心な、幸せな地域になっていくための施策が進められることを願って私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（佐々木栄幸君）** 再質問を打ち切ります。

5番、信田義朋君。

**○5番（信田義朋君）** 通告に従い質問させていただきます。

1点目、久慈地区汚泥再生処理センターの運用状況等について。

運用開始から間もなく1年を迎えるが、地域住民の方々や、し尿運搬業者から運用や施設管理、設備等に関する改善・要望等の有無及び取組内容、検討事項について伺います。

2点目、介護保険事業利用者の推移と介護職の処遇改善の状況について。

1、新型コロナ禍の3年、介護保険事業所や利用者の動向について、それ以前と比較しどのような変化や負担が生じていると認識しているのか伺います。

次に、コロナ禍における国、県の介護保険事業者への経営支援制度の把握及び利用状況について伺います。

3点目、介護職員の処遇改善等の状況についてどのように把握しているのか伺います。

**○議長（佐々木栄幸君）** 遠藤広域連合長。

**○広域連合長（遠藤譲一君）** 信田義朋議員のご質問にお答えをいたします。

最初に、久慈地区汚泥再生処理センターの運用状況等についてお答えをいたします。

地域住民及びし尿搬入業者からの要望等についてありますが、まず汚泥搬入車両の国道45号から当該施設までの搬入経路において、走行時に発生する横断側溝部の騒音や振動への改善要望が地元からあったことから、横断側溝部の徐行運転を徹底するとともに、地元住民に配慮した運転について、各搬入業者へ指導を行ったところであります。

次に、汚泥堆肥について、現在、年間1世帯当たり10袋の配付制限を行っているところでありますが、制限を超えての配付を希望される住民もいることから、今後の配付状況等を確認の上、検討してまいります。

次に、介護保険事業利用者の推移と介護職員の処遇改善の状況についてお答えをいたします。

まず、介護保険事業者や利用者の動向の変化についてであります。新型コロナウイルス感染症発生前と比較し、各事業所におきましては、マスクの着用、手指や施設内の消毒及び換気などの感染防止策の徹底、利用者の日々の検温など、健康観察による罹患者の早期発見策等、新たな感染防止対応が必要になっているものと認識しております。

利用者の動向の変化につきましては、介護保険事業所でのクラスター発生による休業に伴い、介護予防サービスなど、在宅のサービス利用者が減少しているものと捉えているところであります。

また、生じている負担についてであります。各事業所におきましては、感染防止策の徹底や感染者が発生した場合の職員の業務の増のほか、マスク等購入費の増加、利用者の減少やデイサービスなどを休業した場合の介護報酬の減少が生じているものと認識しております。

次に、コロナ禍における国、県の介護保険事業者への経営支援制度についてであります。現在行われている支援制度といたしましては、新型コロナウイルス感染症対応のために発生したマスク等購入費や消毒・清掃費、人件費など、かかり増し経費を補助する緊急時介護人材確保職場環境復旧等支援事業費補助金、早期発見・早期対応による感染拡大の最小化や医療提供体制への負担軽減のため、希望する高齢者施設等の従事者等を対象に抗原検査キットを配付する集中的検査実施事業、光熱費など物価高騰による施設等の負担軽減

減と適切で質の高いサービスの安定的な提供を支援するための社会福祉施設及び医療施設等物価高騰対策支援金などの支援制度があります。

その支援制度の活用状況につきましては、現在、県が事業の申請受付を行っていることから、当広域連合では把握していないところであります。

次に、介護職員の処遇改善等の状況についてですが、介護職員処遇改善加算は平成24年度から、介護職員等特定処遇改善加算は令和元年10月から実施されており、毎年各事業所から提出される実績報告により、職員の人件費等の処遇改善に充てられていることを確認しております。

また、令和4年10月から実施されている介護職員等ベースアップ等支援加算につきましても、今後提出される実績報告により確認することとなりますが、制度の活用により介護職員の処遇の改善がより図られるものと捉えております。

以上で、信田義朋議員に対する私からの答弁を終わります。

**○議長（佐々木栄幸君）** 再質問を許します。

5番、信田義朋君。

**○5番（信田義朋君）** まず、汚泥センターの運用に関してなんですが、今まで通ってなかった搬入車のかなりの運搬、回数が増えているということから、地域住民の方が振動等、それから交通状況が大きく変わってきたということについては、大変憂慮していることでしょうし、その対応については速やかに行ったというようなことで、大変喜ばしいんですが、放流水に関しては、何か話題になったとか、問題になったというようなことはないんでしょうか。

**○議長（佐々木栄幸君）** 中新井田衛生課長。

**○衛生課長（中新井田理君）** 放流水については、測定を施設内でも行っておりますし、外部機関にも委託をして測定はしておりますが、特に基準をオーバーした放流とかってというのは、現在のところはございません。

**○議長（佐々木栄幸君）** 5番、信田義朋君。

**○5番（信田義朋君）** 放流水については、規定の基準を満たしているのので、特に皆さんから文句を言うようなことはなかったということはいいんですが、そばにある河川のほうから取水しているということがあるんですけども、取水をしていることの意味と、それ

から放流水との量のバランスといいますか、例えばどのぐらい取水しているのか、そして放流水がどのぐらい、毎日一定量放流されていると思うんですが、その量の把握をお聞かせ願いたいと思います。

**○議長（佐々木栄幸君）** 中新井田衛生課長。

**○衛生課長（中新井田理君）** まず、沢からの取水につきましては基準を設けておりまして、9センチ以下になった場合は取水をしないということで、取水制限をかけております。その場合は、上水道の水を使って処理をするということで対応しております。

あとは、排水については、一定量同じような量になるように調整をして排出はしておりますし、あとは排出の量も決められておりますので、その制限を超えないように、機械のほうで、その部分については調整を図れるようになっております。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** 5番、信田義朋君。

**○5番（信田義朋君）** まず、今のところ改善するような問題になっているようなことはないように思います。その運用状況については、城内議員さんとちょっとかぶるところがあるんですけども、非常時の電源確保ということについては、大変私も心配しております。非常電源が利用できなくなるような事態については、ぜひともそうならないようには願うところでありますが、各市町村がその状況について、汚泥再生処理センターの状況がどうなっているのかということについては、誰がいつどのような方法で各市町村、あるいは搬入する業者の方に連絡をとるのかということ、例えばでいいんですが、お知らせ願いたい。

**○議長（佐々木栄幸君）** 中新井田衛生課長。

**○衛生課長（中新井田理君）** まず、汚泥再生処理センターの自家発電につきましては、今設置になっていないということで、電源が供給されなければ運転はできないということになります。

運転ができなくなった場合につきましては、広域連合のほうで各市町村のほうに連絡をし、受入れ可能な量を検討しながら貯留設備のほうに受入れをしていくという流れになりますので、その調整につきましては、連合と関係市町村と調整していくことになると思います。

**○議長（佐々木栄幸君）** 5番、信田義朋君。

**○5番（信田義朋君）** そういう連絡というのは、



一応シミュレーションしてみないと、実際機能できるかどうかというのは、なかなか難しいところがあるのではないかと想像しています。そういうことも踏まえながら、一度練習してみるのもいいのではないかとと思うのですが、ご検討願います。回答は不要です。

次に、介護保険事業者の現在の経営状況については、利用者が減っていることが想定されます。そして、なおかつ事業所を運営するための経費が増加しているということが、これも容易に想定されます。そうなった場合に、地域の介護従事者といいますか、職員がだんだん事業所で事業に従事できなくなるようなことがあっては大変だなと思うし、人数についてはどのような推移になっているのか、利用者の人数ですね、増えているというようなことではないと思いますので、利用者の人数、それと職員の人数については、連合が把握している範囲でお願いします。

**○議長（佐々木栄幸君）** 田高介護保険課長。

**○介護保険課長（田高慎君）** ただいまの信田議員からの利用者と職員の人数の推移というご質問でございます。

今年度になりまして、管内でクラスターが発生している介護施設が30ほどございます。それに伴いまして、デイサービスとかそちらの休業等々が出ているのが、こちらは延べの数になるんですけれども、こちらは27になってます。そちらの通所等のサービスに関しましては、当広域連合といたしましても給付費のほう在实际減ってますので、そちらの具体的な人数、どれぐらい減っているという数字までは持ち合わせていないんですけれども、実際に利用者のほうは減っているという形では確認してございます。

また、介護職員の部分に関しましては、申し訳ございませんが、そちらまでは把握してございません。

**○議長（佐々木栄幸君）** 5番、信田義朋君。

**○5番（信田義朋君）** 管内には県が所管する事業所と、それから当連合が所管する事業所がありますので、その実態についてはなかなか把握しにくいものだと思います。

事業所の運営の状況については、事業報告書を受けたり、あるいは数年に1回の検査といいますか、実態調査をやられていると思うんですが、その状況について、コロナ禍でもやられていたと思うんですが、この3年ほどの調査件数と、それから何か問題になったよ

うなことがあれば、お聞きします。

**○議長（佐々木栄幸君）** 田高介護保険課長。

**○介護保険課長（田高慎君）** 信田議員の定期監査についてのご質問ということでお答えいたします。

施設の定期監査に関しましては、6年に1回定期監査を行うこととなっております、年間13から15ぐらいの施設が対象になってございます。

それで、今年度に関しましては、定期監査、コロナ禍ということで、実際に行えていない状況になっております。特にコロナのクラスターが発生したりとか、そういった危険性が高まるものですから、今年度に関しましては、申し訳ございません、実地検査のほうはやれていない、書類での定期監査という形になります。

**○議長（佐々木栄幸君）** 5番、信田義朋君。

**○5番（信田義朋君）** コロナ禍というような中で、業務の推進、大変な部分があると思います。それと、やはり事業者の経営については、何らかの方法で連合さんのほうでも把握できるような仕組みがあればいいなと思います。報告については、毎年いただいていると思いますので、経営に関しての分析といいますか、そういうこともやっていただければ、定期監査のときの指導に役立てるのではないかと思いますので、その点をお願いしながら私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

**○議長（佐々木栄幸君）** 再質問を打ち切ります。

この際、昼食のため休憩いたします。再開は13時15分といたします。

**午前11時56分 休憩**

**午後1時15分 再開**

~~~~~

日程第6 議案第1号

○議長（佐々木栄幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6、議案第1号「令和5年度久慈広域連合一般会計予算」を議題といたします。

この際、審議方法についてお諮りいたします。審議は第1条、歳入歳出予算については、歳入歳出ともに款ごとに説明を受け質疑を行い、ほかの各条については条ごとに説明を受け、審議を行うことにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） ご異議なしと認めます。
よって、そのように決しました。

なお、議案第2号から議案第4号までの審議につきましても、同様の審議方法といたしますのでご了承をお願いします。

議員各位にお願いいたします。質疑の際は、ページ及び項目等を示し、簡潔にお願いいたします。

それでは、議案第1号の審議に入ります。

第1条、歳入歳出予算、歳入、1款分担金及び負担金、説明を求めます。

板垣総務企画課長。

○総務企画課長（板垣俊隆君） それでは、事項別明細書によりご説明申し上げます。

8ページ、9ページをお開き願います。

歳入、1款分担金及び負担金、1項負担金であります。1目総務負担金は、8,796万8,000円を計上、前年度比817万5,000円の増となります。

2目介護保険負担金は、11億373万3,000円を計上、前年度比3,291万4,000円の増となります。これは主に介護保険特別会計介護給付費繰出金の増によるものです。

3目火葬負担金は、5,123万5,000円を計上、前年度比842万4,000円の増となります。

4目塵芥処理負担金は、6億8,787万4,000円を計上、前年度比6,767万2,000円の増となります。これは主にごみ焼却場維持管理経費の増によるものであります。

5目し尿処理負担金は、4億632万7,000円を計上、前年度比3,493万1,000円の増となります。これは主に汚泥再生処理センター運営事業費の増によるものであります。

6目消防負担金は、13億5,538万3,000円を計上、前年度比4,010万6,000円の減となります。これは主に通信指令業務経費及び署所施設整備経費久慈消防分の減によるものであります。

負担金は、合わせて36億9,252万円となり、前年度比1億1,201万円の増となります。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） ただいまの説明に対し、質疑を許します。

14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） 全体として、分担金・負担

金が3.1%の増なんですよね。全体1億5,700万ふえているわけで、1億1,200万がここでふえているということでございますが、今説明があったんですけども、介護保険、塵芥処理のこの具体的にもう少しお知らせください。それから、し尿処理負担金の運営費がふえているというのはどういうことなのか、具体的に。それから、消防費負担金は、たしか今回は地方債で3,700万をみっていますが、この関係でこちらが減額ということになったのか、その関係もお聞かせください。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） 中屋敷消防次長。

○消防次長（中屋敷亨君） ただいまご質問のありました消防負担金の部分についてご説明申し上げます。

岩手県の共同指令センターの負担金のほうにつきましては、起債を370万円、今年度予定しておりましたが、事業費2年分を一括で支払うということになりましたので、令和5年度において起債を再度起こすということで、今年度については取り下げております。

ただし、その取り下げた分の負担金が減ったということではなくて、消防負担金4,000万円程度減っておりますが、これにつきましては、令和4年度において消防はしご車のオーバーホールが約3,000万円、それから、令和4年度において現在の通信指令システムを令和7年度まで延命しなければならませんでしたので、その関係で3,700万程度を令和4年度に計上して、現在執行中でございます。その分が令和5年度にはありませんので、その分、約4,000万円程度の減額ということでございます。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） 板垣総務企画課長。

○総務企画課長（板垣俊隆君） まず、介護保険負担金ですけども、介護保険負担金は職員給与費が730万円ぐらい増、それから介護総務費の繰出金が530万円の増、介護給付費の負担金は保険給付の増加に伴い1,920万円の増、低所得者保険料の分は軽減対象者の増加により97万3,000円の増となっております。

4目の塵芥処理負担金ですが、電気料の増加が2,800万円ほど、ごみ焼却施設の工事請負費が4,600万円、粗大ごみ処理場の工事請負費が1,180万円ほどの増となっております。

それから、5目し尿処理負担金ですが、委託料ですけども、電気料の増加に伴って運営費の委託料が

1,500万円ほどの増、労務単価増加によるし尿収集経費の増が680万円、し尿処理場の解体事業費980万円の増によるものであります。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

2 款使用料及び手数料、説明を求めます。

板垣総務企画課長。

○総務企画課長（板垣俊隆君） 10ページ、11ページをお開き願います。

2 款使用料及び手数料 1 項使用料であります、1 目保健衛生使用料は、火葬場使用料891万円を計上、前年度比41万8,000円の増となります。

2 項手数料であります、1 目清掃手数料は、一般廃棄物処理業許可審査手数料ほか5件、合わせて2億3,253万7,000円を計上。

2 目消防手数料は、危険物製造所等設置許可手数料ほか5件、合わせて1,289万2,000円を計上。

3 目その他手数料は、火葬証明手数料ほか2件、合わせて6,000円を計上いたしました。

手数料は、合わせて2億4,543万5,000円となり、前年度比746万6,000円の増となります。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） ただいまの説明に対し、質疑を許します。

14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） 2 款の2 項の2 目、消防手数料の中の岩盤タンク貯蔵所保安検査手数料というのが主に全部のようですが、これは久慈消防署が担当する仕事なんですか、お聞かせください。

○議長（佐々木栄幸君） 久慈消防次長。

○消防次長（久慈一志君） これは消防署ではなく、久慈消防本部となります。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） 14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） 久慈消防本部自体は、岩盤タンクの貯蔵安全審査をできる資格とか、そういうのを所持なんですね。その資格とはどういうものなんですか、お聞かせください。

○議長（佐々木栄幸君） 大粒来消防長。

○消防長（大粒来輝行君） 保安検査手数料につきましては、法令で決まっております、岩盤タンクTK-101から103まで3つのタンクがあつて、その手数

料となっております。

そして、我々、検査できるような設備も機材等もございませんので、歳出のほうで出てきますけども、危険物保安技術協会、KHKというところなんです、法令上そこに頼めることになっておりまして、そこに委託して検査を進めていくものでございます。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

3 款国庫支出金、説明を求めます。

板垣総務企画課長。

○総務企画課長（板垣俊隆君） 3 款国庫支出金、1 項国庫負担金であります、1 目民生費負担金は、低所得者保険料軽減負担金5,640万8,000円を計上、国庫負担金は、前年度比194万5,000円の増となります。

2 項国庫補助金、1 目衛生費補助金は、廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金1,000円を計上、前年度比261万8,000円の減となります。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） ただいまの説明に対し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

4 款県支出金、説明を求めます。

板垣総務企画課長。

○総務企画課長（板垣俊隆君） 12ページ、13ページをお開き願います。

4 款県支出金、1 項県負担金であります、1 目民生費負担金は、低所得者保険料軽減負担金2,820万4,000円を計上、2 目消防費負担金は、感染症患者移送県負担金1,000円を計上いたしました。

県負担金は、合わせて2,820万5,000円となり、前年度比97万3,000円の増となります。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） ただいまの説明に対し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

5 款財産収入、説明を求めます。

板垣総務企画課長。

○総務企画課長（板垣俊隆君） 5 款財産収入、1 項財産運用収入であります、1 目財産貸付収入は、旧伝染病隔離病舎貸付収入585万1,000円を計上いたし

ました。

2 項財産売払収入であります、1 目物品売払収入は、資源物売払収入3,388万3,000円を計上、2 目生産物売払収入は、堆肥売払収入6 万円を計上いたしました。

財産売払収入は、合わせて3,394万3,000円となり、前年度比482万2,000円の増となります。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） ただいまの説明に対し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

6 款繰越金、説明を求めます。

板垣総務企画課長。

○総務企画課長（板垣俊隆君） 6 款1 項1 目繰越金であります、前年度繰越金1,000円を計上いたしました。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） ただいまの説明に対し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

7 款諸収入、説明を求めます。

板垣総務企画課長。

○総務企画課長（板垣俊隆君） 7 款諸収入、1 項1 目広域連合預金利子であります、預金利子1,000円を計上いたしました。

14ページ、15ページをお開き願います。

2 項1 目雑入であります、警察消防直通電話料ほか7 件、合わせて1,094万8,000円を計上、前年度比677万7,000円の増となります。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） ただいまの説明に対し、質疑を許します。

1 番、大上智君。

○1 番（大上智君） 15ページ、諸収入ですけれども、この中にペットボトル等有償入札拠出金についてという、それが予算に244万5,000円が計上されているわけですが、これは今話題になっている海洋のマイクロプラスチックになるところの、プラスチックの使用製品廃棄物リサイクルについてですけれども、これは今年度の予算と比べれば82万5,000円の増になって

いるわけです。これについて、令和5 年度は収集なんかについてどのような戦略を持ってやるつもりか、その辺を聞きたいんですけども。

○議長（佐々木栄幸君） 中新井田衛生課長。

○衛生課長（中新井田理君） こちらのペットボトル等有償入札拠出金でございますけれども、こちらにつきましては、資源物としてペットボトルを回収したものをバール化して、処理をお願いしているわけなんですけれども、処理を委託しているのが公益財団法人日本容器包装リサイクル協会、そちらのほうにペットボトルのリサイクルをお願いしているわけなんですけれども、その団体にペットボトルの再商品化事業者が有償で入札を行って、再商品化を実施した場合にその収入から消費税相当額分を差し引いたものについて、後で排出した市町村のほうに配分されるというもので、その部分のお金が入ってくるというものになります。

こちらの金額につきましては、平成28年度からの一番低い単価ということで、163トンを排出する予定で、1 万5,000円の単価で244万5,000円ということで計上させていただいております。

○議長（佐々木栄幸君） 1 番、大上智君。

○1 番（大上智君） それでは、来年度予算に向かって、特別に何かの戦略をもって集めようというようなあれはないわけですか。

○議長（佐々木栄幸君） 中新井田衛生課長。

○衛生課長（中新井田理君） こちらのほうの資源物の収集につきましては、来年度も同じように収集をするということで、特別変わったものはやる予定はございません。

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

8 款連合債、説明を求めます。

板垣総務企画課長。

○総務企画課長（板垣俊隆君） 8 款1 項連合債、1 目消防債であります、歳出予算に計上したいわて消防通信指令センター整備事業費について連合債を発行しようとするもので、いわて消防通信指令センター整備事業債370万円を計上、連合債は前年度比440万円の減となります。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） ただいまの説明に対し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

次に、歳出、給与費明細書について説明を求めます。
板垣総務企画課長。

○総務企画課長（板垣俊隆君） それでは、42ページをお開き願います。

給与費等について、給与費明細書によりご説明申し上げます。

1、特別職であります、表の下段の比較欄で申し上げます。議員は、報酬3万9,000円の増となります。その他の特別職は、報酬6万円の増となります。

43ページになります。

2、一般職（1）総括であります、表の下段の比較欄で申し上げます。職員数1名の減、報酬183万9,000円の増、給料141万9,000円の減、職員手当309万6,000円の増、共済費386万8,000円の減、合わせて35万2,000円の減となります。

職員手当の内訳及び前年度との比較につきましては、その下の表のとおりとなります。

44ページをお開き願います。

先ほどの一般職の総括を会計年度任用職員とそれ以外の職員とに分けた表になります。

45ページになります。

（2）報酬、給料及び職員手当の増減額の明細であります、報酬は職員の新陳代謝等に係る増減分として、183万9,000円の増となります。

給料は141万9,000円の減、その内訳は昇給に伴う増加分217万2,000円の増、その他の増減分として、職員の新陳代謝等に係る増減分359万1,000円の減となります。

職員手当は309万6,000円の増、その内訳は制度改正に伴う増減分330万5,000円の増、その他の増減分として、職員の新陳代謝等に係る増減分20万9,000円の減となります。

その下の表は、会計年度任用職員以外の職員の増減額の明細となります。

46ページをお開き願います。

先ほどの報酬、給料及び職員手当の増減額の明細の会計年度任用職員の増減額の明細となります。

（3）給料及び職員手当の状況であります、これは職員の給与水準を表したものであり、職員一人当たりの給与のほか、初任給、級別職員数、昇給、期末勤勉手当等について、46ページから49ページのそれぞれ

の表に示しております。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） ただいまの説明に対し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

1款議会費、説明を求めます。

板垣総務企画課長。

○総務企画課長（板垣俊隆君） それでは、16ページ、17ページをお開き願います。

1款1項1目議会費であります、91万2,000円を計上いたしました。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） ただいまの説明に対し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

2款総務費、説明を求めます。

板垣総務企画課長。

○総務企画課長（板垣俊隆君） 2款総務費、1項総務管理費であります、1目一般管理費は、8,363万7,000円を計上、前年度比834万4,000円の増となります。これは主に企画財務管理経費の増によるものであります。

20ページ、21ページをお開き願います。

2項選挙費、1目選挙管理委員会費は、3万2,000円を計上いたしました。

3項1目監査委員費は、28万9,000円を計上いたしました。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） ただいまの説明に対し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

民生費、説明を求めます。

板垣総務企画課長。

○総務企画課長（板垣俊隆君） 3款民生費、1項1目介護保険費であります、11億8,834万5,000円を計上、前年度比3,583万3,000円の増となります。これは主に介護保険特別会計介護給付費繰出金の増によるものであります。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） ただいまの説明に対し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

4 款衛生費、説明を求めます。

板垣総務企画課長。

○総務企画課長（板垣俊隆君） 22ページ、23ページをお開き願います。

4 款衛生費、1 項衛生総務費であります。1 目衛生総務管理費は、3,225万8,000円を計上いたしました。

2 項保健衛生費であります。1 目火葬衛生費は6,016万5,000円を計上、前年度比884万5,000円の増となります。これは主に斎場維持管理経費の増によるものであります。

24ページ、25ページをお開き願います。

3 項清掃費であります。1 目ごみ焼却処理費は、4 億674万4,000円を計上、前年度比6,265万6,000円の増となります。これは主にごみ焼却場維持管理経費の増によるものであります。

2 目粗大ごみ処理費は、3 億2,815万1,000円を計上、前年度比121万3,000円の増であります。

26ページ、27ページをお開き願います。

3 目し尿処理費は、5 億9,544万7,000円を計上、前年度比3,234万2,000円の増であります。これは主に汚泥再生処理センター運営事業費の増によるものであります。

28ページ、29ページをお開き願います。

清掃費は、合わせて13億3,034万2,000円を計上、前年度比9,621万1,000円の増となります。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） ただいまの説明に対し、質疑を許します。

6 番、南一郎君。

○6 番（南一郎君） 23ページ、4 款保健衛生費の火葬から、電気料と燃料費ということで、清掃費においてもそう、ごみ焼却処理においてもそうですが、25ページもそうですが、23ページも、この電気料と燃料費の部分の高騰の影響について伺いたいです。どれぐらいの割合なのか。

○議長（佐々木栄幸君） 中新井田衛生課長。

○衛生課長（中新井田理君） まず、斎場の燃料費、灯油代でございますけれども、令和4年、令和5年を比

較しまして、令和5年で478万4,472円ということで、前年度より22万円ほど増加しているということになります。

あと、各施設の電気料につきましては、まず斎場につきましては、令和5年度の予算は1,103万3,000円で、前年度より389万5,000円の増、ごみ焼却場につきましては、令和5年度の予算が6,468万1,000円ということで、前年度より2,803万4,000円の増ということになります。粗大ごみ処理場の予算につきましては、令和5年度が307万6,000円で、75万円の増、最終処分場の電気料につきましては、令和5年度の予算が375万9,000円で、前年度より916万円増加しているというものでございます。

○議長（佐々木栄幸君） 8 番、下館岩吉君。

○8 番（下館岩吉君） 今の南議員さんの質問と重なりますが、火葬衛生費のところで委託料が指定管理費になっていますが、指定管理費がどれぐらいの違いとか、昨年度と同じか、それとも上がったのかということをお聞きします。

○議長（佐々木栄幸君） 中新井田衛生課長。

○衛生課長（中新井田理君） 指定管理費につきましては、前年と増減はございません。燃料費につきましては、連合のほうで直接支払っているというものになります。

○議長（佐々木栄幸君） 8 番、下館岩吉君。

○8 番（下館岩吉君） 一緒にお尋ねすればよかったんですけども、前のところで842万4,000円の増になっている部分は、何が中心になって824万になったのか、お知らせ願います。

○議長（佐々木栄幸君） 中新井田衛生課長。

○衛生課長（中新井田理君） 火葬費の運営経費ということでよろしいでしょうか。そちらの800万円ぐらい増加しているものにつきましては、先ほどの燃料費の部分、灯油代が22万円ぐらい、あとは電気料が389万5,000円、あと施設の補修費ということで火葬炉ですね、そちらのほうの修繕が332万円の増ということになります。

○議長（佐々木栄幸君） 8 番、下館岩吉君。

○8 番（下館岩吉君） 私は昨年質問したので覚えておりますが、火葬場の太陽光発電、これが故障しているという説明がありました。あれは修理ができて稼働しているのでしょうか。要するに、幾らかでも財

源的な足しになればということで恐らく設置しているものだというふうに思います。いつまでも故障したままというのはいかがなものかなというふうに思いますので、お尋ねいたします。

○議長（佐々木栄幸君） 中新井田衛生課長。

○衛生課長（中新井田理君） 昨年10月に議員のほうからご指摘のありました太陽光発電の関係だったんですけれども、すぐ復旧をさせまして、10月の下旬から再度測定のほうも開始しております。

まず、そちらのほうで、今手元にある部分であれば、11月、12月分、そちらのほうの電力使用量から計算したものがございます。電力使用量が3万6,323.5キロワットアワーを使いまして、太陽光発電が995.5キロワットアワーの発電となります。そうしますと、電力自給率が2.74%ということで、今は正常に動いているものでございます。

あと、先ほど南議員さんの電気料の関係でご質問のあったやつなんですけれども、一部訂正をさせていただきたいと思います。最終処分場の電気料、先ほど916万円と申し上げましたが、91万6,000円の間違いでございました。

○議長（佐々木栄幸君） 11番、黒沼繁樹君。

○11番（黒沼繁樹君） 24ページぐらいからごみの焼却場、粗大ごみの件に関しまして、今現在、あるいはこれからごみの減量化というのは、どういう取組をして、あるいは、もし取り組んでなかったらどういうことを検討なさっているかということをお教えてください。

それと、最終処分場の検討会を、午前中のお話だと令和6年度に始めるということなんです、そのときに処分場をつくらない方法、ごみを出さなきゃつらくなくていいわけなので、ゼロウェイストとか、そういうことをぜひ検討していただきたい。あるいは、できるだけ焼却場を小さく確保する方法というのも検討していただきたいなと思います。

○議長（佐々木栄幸君） 中新井田衛生課長。

○衛生課長（中新井田理君） まず、先ほどのごみの減量につきましては、今考えておりますのは、プラスチックの容器以外につきましてリサイクルできないかということで、今市町村と協議を進めているところでございます。

あと施設につきましては、特に大きな改修等も行っ

ておりませんので、今までどおりに排出をしてもらうということになると思います。

あとは、新たな最終処分場につきましては、今の施設を維持しながら行っていくしますので、やはり焼却灰とかそういうものは発生しますので、そちらのほうの検討が進めば、最終処分場の設置についてもいろいろ検討できる部分が出てくるかと思います。

○議長（佐々木栄幸君） 11番、黒沼繁樹君。

○11番（黒沼繁樹君） ありがとうございます。ぜひいろいろと検討して、減量化のほうを努めていただきたいと思います。

それともう一つ、29ページのし尿処理場の解体事業費に関しまして、今年度は二千数百万、新年度は3,000万ぐらいなんです、最終的にどういう工程になって、幾らになるかというのを、エンドはいつでということをお教えてください。

○議長（佐々木栄幸君） 中新井田衛生課長。

○衛生課長（中新井田理君） し尿の解体工事につきましてですけれども、今年度、調査設計業務を発注して、有害物質の調査とか発注資料作成、あと地歴調査等を行いました。その内容で、アスベストとかPCBとかダイオキシン、そちらのほうがあるかどうかというものを確認をとっております。

あと、解体事業費につきましては、工事費が約5億5,000万円、工事管理費が2,000万円、工期につきましては20か月ほどかかると見込んでおります。

あと、地歴調査を行った中で、旧し尿処理場で有害物質である六価クロム化合物と、あと水銀化合物、フッ素化合物の使用を確認したということで、久慈保健所と相談して、来年度、そこの土壤汚染調査を実施しようということで、3,245万円の経費を計上させていただいております。

その内容につきましては、調査期間は大体6か月程度かかるということで、調査内容とすれば、168か所を調査するというので、そこの配管ルートや貯留設備、あと表層部の部分を調査するというので、6か月ほどかかります。ですので、解体につきましては、令和7年、8年の2か年の債務負担を組んで行う予定となっております。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） 14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） 火葬衛生費に関連しますが、

以前、火葬場の待合室のBSの通信についてお話ししましたら、委託業者と検討したいという話ですが、その後どうなったのかお聞かせください。

○議長（佐々木栄幸君） 中新井田衛生課長。

○衛生課長（中新井田理君） BSについては、まだ設置をするまでは検討、そこまでは進んでおりませんが、設置の費用についてどのようにすれば安く抑えられるのかということで、今検討しているところでございます。

○議長（佐々木栄幸君） 14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） そうすると、設置する場合は連合が設置するのか、委託業者が設置するのか、どちらなのでしょう。

○議長（佐々木栄幸君） 中新井田衛生課長。

○衛生課長（中新井田理君） そちらにつきましては、指定管理業者と相談の上、決定したいと考えております。

○議長（佐々木栄幸君） 1番、大上智君。

○1番（大上智君） 1番、大上です。25ページの火葬衛生費のところですけども、多分この委託料の中の斎場指定管理費関連だと思うんですけども、3月13日からマスクの着用が個人の判断に委ねるという政府の指針が示されたわけですけども、当然火葬場も適用になるものとは思われるんですけども、現在の行われている人数制限というか、そういうのは大体どこで決定されているのか。当然マスクのあれは適用されると思うんですけども、その辺の説明をお願いします。

○議長（佐々木栄幸君） 中新井田衛生課長。

○衛生課長（中新井田理君） まず、マスクの着用等については、指定管理者と連合が相談しながら決めておりますので、状況によって判断をしたいと考えております。

○議長（佐々木栄幸君） 1番、大上智君。

○1番（大上智君） ということは、まだ適用するということは、決定はされてないわけですか。

○議長（佐々木栄幸君） 中新井田衛生課長。

○衛生課長（中新井田理君） 今後検討したいということで、3月13日ということの予定ですけども、まだそこまで決まっているものではございません。

○議長（佐々木栄幸君） 中新井田衛生課長。

○衛生課長（中新井田理君） 先ほどのし尿の解体工事の期間でございますけども、令和7年、8年とい

うことで説明しましたが、令和6年から7年の間違いでございました。訂正させていただきます。

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

5款消防費、説明を求めます。

板垣総務企画課長。

○総務企画課長（板垣俊隆君） 5款1項消防費でありますが、1目消防本部費は、2億7,716万4,000円を計上、前年度比468万6,000円の減となります。

34ページ、35ページをお開き願います。

2目署所管理運営費は、10億7,222万1,000円を計上、前年度比325万5,000円の増となります。

38ページ、39ページをお開き願います。

3目消防施設整備費は、2,473万8,000円を計上、前年度比1,993万1,000円の減となります。これは主に署所施設整備経費久慈消防署分の減によるものでございます。

消防費は、合わせて13億7,412万3,000円を計上、前年度比2,136万2,000円の減となります。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） ただいまの説明に対し、質疑を許します。

5番、信田義朋君。

○5番（信田義朋君） 35ページですね、2目の署所管理運営費の中で、説明欄の中ほどに消防業務経費、久慈消防署に要する経費の中の11節需要費の中に医薬材料費という項目があるわけですが、昨年の予算の説明書の中にはなかったんですけども、これで想定している、何を買うのか、何のために買うのかというところをお願いします。

○議長（佐々木栄幸君） 大沢久慈消防署長。

○久慈消防署長（大沢一志君） ただいまの質問をご説明いたします。

医薬材料費ですけども、泡の消火薬剤を買う予定です。普通の水をかけるより泡消火薬剤をやったほうが水の量を少なくして消火効力があるということで、その消火薬剤を買う予定となっております。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） 14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） 先ほど歳入で質問した岩盤タンクの委託の関係、これは31ページの予防保安業務費の下の方、12節委託料1,297万6,000円とあるんですが、このことであると考えてよろしいでしょうか。

説明をお願いします。

○議長（佐々木栄幸君） 久慈消防次長。

○消防次長（久慈一志君） そのとおりでございます。

○議長（佐々木栄幸君） 14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） 委託業者、これはどの程度かかる検査なのかお聞かせください。それから、委託業者先を聞き忘れましたが、ちゃんとお聞かせください。

もう一点は、39ページです。今年度も救急救命士を1名養成することになっていますが、養成する予算だと思んですが、トータルで救命士が何名になるのかお聞かせください。

○議長（佐々木栄幸君） 久慈消防次長。

○消防次長（久慈一志君） 最初のほうの質問ですが、保安検査を委託するところは、危険物保安技術協会というところでございます。私たちはKHKと呼んでいますけども、今話をした危険物保安技術協会という名称のところでございます。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） 久慈消防次長。

○消防次長（久慈一志君） 金額ですけども、岩盤タンクのTK-101というタンクがありますけども、そこが269万円、TK-102が483万円、TK-103が483万円、合計金額1,235万円という手数料が発生します。それは決められた金額となっております。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） 大沢久慈消防署長。

○久慈消防署長（大沢一志君） 来年度の救命士の養成人数ですけれども、来年度は2名養成の予定となっております。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） 中屋敷消防次長。

○消防次長（中屋敷亨君） 第3次救命士養成計画で今年度養成すれば、実働の救命士が33名になる予定でございますが、実際のところの今運用している救命士はもう少し多い状況ですので、今資料を取り寄せてお答え申し上げます。

○議長（佐々木栄幸君） 11番、黒沼繁樹君。

○11番（黒沼繁樹君） 今の救急救命士の件なんですけども、33名体制になるまでの間に救命率というのはどういうふうに変化、例えば今現在は何%になって

て、救急救命士が何年か前の半分のときはこうだったとかっていう数字があったら教えていただきたいのが1つと、もう一つは、24年問題、勤務医の残業規制がかかるんですけども、それに向けた救急救命士の養成、育成というのは、計画なさっているかどうかというのをお尋ねいたします。

○議長（佐々木栄幸君） 中屋敷消防次長。

○消防次長（中屋敷亨君） 救命率の関係につきましては、詳細な資料を今お取り寄せて、年度ごとの救命率をお話ししたいと思います。

それから、医師の働き方改革につきましては、直接消防本部のほうには影響はないものと捉えておりまして、引き続き久慈病院さんとか、関係医療機関と情報共有しながら進めたいと考えております。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） 11番、黒沼繁樹君。

○11番（黒沼繁樹君） ありがとうございます。

もう一つ、救命士のお話じゃなくて、津波の浸水区域の中で、例えば久慈署とか、あと野田とか普代分署が浸水エリアの中にあるんですけど、その際、津波警報が出たり、そういう警報が出たら、資機材を高台に上げる作業が発生すると思うんですが、そのときに交通事故がありました、火事がありましたとなったら、何か救命活動が制約されたりということがあるのかというのを心配しているんですけども、お願いいたします。

○議長（佐々木栄幸君） 中屋敷消防次長。

○消防次長（中屋敷亨君） ご指摘のとおり、まず第一に、浸水区域にある施設が警報以上のものが発表された場合には、まず車両、それから重要な機器類を、あと個人装備品、それを車両に積んで高台に署所機能移転をすることになっております。久慈消防につきましては平沢ヘリポート付近、野田分署につきましては野田中学校、普代分署につきましてはB & Gのところ、球場のところですね、そこに署所機能移転することになっております。

何においても、消防の装備品とかがないことには活動ができませんので、まず第一に高台移転をと、それを第一優先に考えております。阪神淡路大震災の際も、現場に向かう際に要救助者の救出を求められて有効な活動ができなかったという事例もありますので、私たちは装備品を高台に移転することをまず第一というふうに捉えております。ですので、その際、高台に移転

するまで、加えて浸水区域内における活動はできないものと捉えております。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） この際、14番、城内仲悦議員からの質疑について、答弁を保留しておりましたので、その答弁を求めます。

中屋敷消防次長。

○消防次長（中屋敷亨君） 救急救命士の人数ですが、総数が令和5年現在で、総数47名になる予定です。そのうち運用している救命士は39名になる予定でございます。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

6款交際費、説明を求めます。

板垣総務企画課長。

○総務企画課長（板垣俊隆君） 40ページ、41ページをお開き願います。

6款1項交際費であります、1目元金は1,210万6,000円を計上、2目利子は71万4,000円を計上、交際費は合わせて1,282万円を計上いたしました。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） ただいまの説明に対し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

7款予備費、説明を求めます。

板垣総務企画課長。

○総務企画課長（板垣俊隆君） 7款1項1目予備費であります、300万円を計上いたしました。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） ただいまの説明に対し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

以上で第1条、歳入歳出予算の質疑を終わります。

次に、第2条、地方債について説明を求めます。

板垣総務企画課長。

○総務企画課長（板垣俊隆君） 4ページをお開き願います。

第2条、地方債につきましてご説明申し上げます。

第2表、地方債であります、いわて消防通信指令センター整備事業について、地方自治法第230条第1

項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法をこの表のとおり定めようとするものであります。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） ただいまの説明に対し、質疑を許します。

14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） いわて消防通信指令センター整備事業費は、久慈連合の分は370万で済まないと思うんですけど、ずっとこの問題については、地方債措置で必要な額は確保していくというふうな考え方でいいのか、お聞かせください。

○議長（佐々木栄幸君） 中屋敷消防次長。

○消防次長（中屋敷亨君） ただいまのご質問についてご説明いたしますが、緊急防災減災事業債をもってこの事業を進めていくという考えであります。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

次に、第3条、一時借入金について説明を求めます。

板垣総務企画課長。

○総務企画課長（板垣俊隆君） 1ページをお開き願います。

第3条、一時借入金であります、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額を1億円と定めようとするものであります。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） ただいまの説明に対し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

次に、第4条、歳出予算の流用について説明を求めます。

板垣総務企画課長。

○総務企画課長（板垣俊隆君） 第4条、歳出予算の流用であります、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合、同一管内でこれらの経費の流用ができるよう定めようとするものであります。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） 保留中の答弁がありましたので、暫時休憩いたします。

午後 2 時 05 分 休憩

午後 2 時 08 分 再開

○議長（佐々木栄幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第 1 号の審査を継続いたします。

第 4 条の質疑をし切っていませんでしたので、ここで質疑を打ち切ります。

この際、11 番、黒沼繁樹議員からの質疑について答弁を保留しておりましたので、その答弁を求めます。

中屋敷消防次長。

○消防次長（中屋敷亨君） 先ほどの黒沼議員様の救命率というご質問にお答えいたします。

令和元年、心肺停止の患者様が 97 人、それに対して心拍再開が 7 件、令和 2 年、102 件に対し 10 件、パーセンテージが 9.8% です。すみません、令和元年はパーセンテージが 7.2%。令和 3 年、77 件に対して 12 件の蘇生、15.6% の心拍再開率ということになります。

以上でございます。

○議長（佐々木栄幸君） 以上で質疑を打ち切ります。

次に討論であります、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第 1 号「令和 5 年度久慈広域連合一般会計予算」は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（佐々木栄幸君） 起立多数であります。

よって、議案第 1 号は原案のとおり可決されました。

この際、換気のため休憩いたします。再開は 14 時 20 分といたします。

午後 2 時 10 分 休憩

午後 2 時 20 分 再開

○議長（佐々木栄幸君） 休憩前に引き続き、会議を継続します。

先ほど議長が起立多数で可決と言いましたが、訂正して、起立全員で可決ということに直しますので、よろしくをお願いします。

~~~~~

## 日程第 7 議案第 2 号

○議長（佐々木栄幸君） 日程第 7、議案第 2 号「令和 5 年度久慈広域連合介護保険特別会計予算」を議題といたします。

第 1 条、歳入歳出予算、歳入 1 款保険料、説明を求めます。

田高介護保険課長。

○介護保険課長（田高慎君） それでは、第 1 条、歳入歳出予算、歳入について、事項別明細書によりご説明申し上げます。

62 ページ、63 ページをお開き願います。

歳入、1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第 1 号被保険者保険料であります、12 億 7,167 万円を計上、前年度と比較して 1,435 万 7,000 円の減となります。

この内訳であります、1 節現年度分特別徴収保険料に 1 万 9,045 人分を見込み 11 億 8,713 万円を計上、2 節現年度分普通徴収保険料に 1,434 人分を見込み 8,238 万 1,000 円を計上、3 節滞納繰越分普通徴収保険料に 215 万 9,000 円を計上いたしました。

なお、現年度分保険料におきまして、低所得者軽減措置といたしまして、特別徴収、普通徴収、合わせて第 1 段階から第 3 段階まで 8,827 人分、1 億 1,281 万 6,000 円を減額しております。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） ただいまの説明に対し、質疑を許します。

14 番、城内仲悦君。

○14 番（城内仲悦君） この減額自体は介護保険の運営について影響は出ないことなのか、減額分については国からの何か形で補填なりがあるのか、お聞かせください。

○議長（佐々木栄幸君） 田高介護保険課長。

○介護保険課長（田高慎君） 前年度に比べまして 1,400 万ほど減額、こちらに関しましてでございます。こちらの内容といたしましては、所得段階の第 1 段階から第 3 段階、低所得者のほうが増えている、構成区分というか、高い階層から低い階層のほうに落ちることによって減額となつてございます。こちらの部分に関しましては、保険料の減額収入という形になりますので、基金の取崩しという形でその部分をカバーしていくという形になります。

以上でございます。

**○議長（佐々木栄幸君）** 14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** 基金を取り崩すとなると、例えば第9期に移ったときに基金を取り崩して保険料の調整をしますよね。その基金に影響を与えるということですか。その基金からのことですか。

**○議長（佐々木栄幸君）** 田高介護保険課長。

**○介護保険課長（田高慎君）** その基金になります。今積んでいる基金が3億程度あるんですけども、そちらのほうを切り崩してという形になってございます。

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

2款使用料及び手数料、説明を求めます。

田高介護保険課長。

**○介護保険課長（田高慎君）** 2款使用料及び手数料1項手数料であります。1目督促手数料に9万5,000円を計上、前年度と比較して増減はありません。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** ただいまの説明に対し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

3款国庫支出金、説明を求めます。

田高介護保険課長。

**○介護保険課長（田高慎君）** 3款国庫支出金であります。1項国庫負担金、1目介護給付費負担金に11億7,990万円を計上、前年度と比較して2,126万8,000円の増となります。

64ページ、65ページをお開き願います。

2項国庫補助金は、1目調整交付金に5億352万3,000円を計上、2目地域支援事業交付金に1億5,298万6,000円を計上、3目介護保険事業費補助金及び4目介護保険災害臨時特例補助金に科目存置として1,000円を計上、5目保険者機能強化推進交付金に1,074万6,000円を計上、6目介護保険保険者努力支援交付金に1,053万5,000円を計上、合わせて6億7,779万2,000円を計上、前年度と比較して1,256万円の増となります。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** ただいまの説明に対し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

4款支払基金交付金、説明を求めます。

田高介護保険課長。

**○介護保険課長（田高慎君）** 4款1項支払基金交付金であります。1目介護給付費交付金に18億580万3,000円を計上、2目地域支援事業支援交付金に7,230万7,000円を計上、合わせまして18億7,811万円を計上、前年度と比較して3,516万8,000円の増となります。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** ただいまの説明に対し、質疑を許します。

14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** ただいまの2目の地域支援事業支援交付金ですね、これと国庫補助金の地域支援事業交付金、これは同じ事業の内容だと思うんですが、たしか1号、2号の関係の保険を外した分の方々の予算だと思うんですが、トータルで対象者は何人なんですか。

**○議長（佐々木栄幸君）** 田高介護保険課長。

**○介護保険課長（田高慎君）** こちらのほう、対象者という形では出してございません。こちら給付費に基づく法定負担割合、そちらのほうから出される数になってございますので、何人に対してという形で人数のほうを把握してはございません。

**○議長（佐々木栄幸君）** 14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** そうすると、歳出に出てきますか、何かこのことが。

**○議長（佐々木栄幸君）** 田高介護保険課長。

**○介護保険課長（田高慎君）** こちら歳出のほうに出てきますかというご質問でございます。こちらは歳出のほうの、その分の財源構成、財源の内訳になってございます。介護給付費のうちの、午前中の一般質問、城内議員からの質問にもございましたけれども、そのうちの支払基金交付金は、40歳から64歳までの2号被保険者、そちらの部分の負担給付、27%分、こちらに当たる支払基金の中身、財源の中身になります。

以上でございます。

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（佐々木栄幸君）** 5款県支出金、説明を求めます。

田高介護保険課長。

**○介護保険課長（田高慎君）** 5 款県支出金であります。1 項県負担金、1 目介護給付費負担金に 9 億 9,375 万 1,000 円を計上、前年度と比較して 2,158 万 7,000 円の増となります。

66 ページ、67 ページをお開き願います。

2 項財政安定化基金支出金、1 目交付金に科目存置として 1,000 円を計上いたしました。3 項県補助金は、1 目低所得者利用対策交付金に科目存置として 1,000 円を計上、2 目地域支援事業交付金に 7,649 万 3,000 円を計上、合わせて 7,649 万 4,000 円を計上、前年度と比較して 271 万 9,000 円の増となります。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** ただいまの説明に対し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

6 款財産収入、説明を求めます。

田高介護保険課長。

**○介護保険課長（田高慎君）** 6 款財産収入であります。1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金に介護給付費準備基金利子 4 万 4,000 円を計上、前年度と比較して 2 万円の増となります。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** ただいまの説明に対し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

7 款繰入金、説明を求めます。

田高介護保険課長。

**○介護保険課長（田高慎君）** 68 ページ、69 ページをお開き願います。

7 款繰入金であります。1 項 1 目一般会計繰入金に 11 億 3,183 万 6,000 円を計上、前年度と比較して 2,845 万 7,000 円の増となります。

内訳であります。1 節介護総務費繰入金に 1 億 650 万 7,000 円を計上、2 節介護給付費繰入金に介護給付費等 9 億 1,251 万 3,000 円を計上、3 節低所得者保険料軽減繰入金に 1 億 1,281 万 6,000 円を計上いたしました。

2 項基金繰入金、1 目介護給付費準備基金繰入金に 7,804 万 5,000 円を計上、前年度と比較して 4,343 万 6,000 円の増となります。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** ただいまの説明に対し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

8 款繰越金、説明を求めます。

田高介護保険課長。

**○介護保険課長（田高慎君）** 8 款 1 項 1 目繰越金であります。科目存置として 1,000 円を計上いたしました。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** ただいまの説明に対し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

9 款諸収入、説明を求めます。

田高介護保険課長。

**○介護保険課長（田高慎君）** 9 款諸収入であります。1 項延滞金、加算金及び過料、1 目第 1 号被保険者延滞金に科目存置として 1,000 円を計上。

70 ページ、71 ページをお開き願います。

2 項雑入は、1 目第三者納付金、2 目返納金及び 3 目雑入に科目存置としてそれぞれ 1,000 円を計上、合わせて 3,000 円を計上いたしました。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** ただいまの説明に対し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

次に、歳出、給与費明細書について説明を求めます。

田高介護保険課長。

**○介護保険課長（田高慎君）** それでは、86 ページをお開き願います。

報酬等について、給与明細書によりご説明申し上げます。

1、特別職であります。表の下段の比較欄で申し上げます。その他の特別職は、介護認定審査会委員及び介護保険運営協議会委員で、報酬 15 万 5,000 円の増となります。

87 ページをお開き願います。

2、一般職、（1）総括会計年度任用職員であります。下の表の比較欄で申し上げます。報酬 25 万

6,000円の増、職員手当16万9,000円の増、共済費22万1,000円の増、合わせて64万6,000円の増となります。職員の手当の内訳及び前年度との比較につきましては、その下の表のとおりとなります。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** ただいまの説明に対し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

1 款介護総務費、説明を求めます。

田高介護保険課長。

**○介護保険課長（田高慎君）** 72ページ、73ページをお開き願います。

歳出、1 款介護総務費、1 項介護総務管理費、1 目一般管理費であります。介護保険総務事務費4,410万6,000円を計上、前年度と比較して451万7,000円の増となります。

2 項徴収費、1 目賦課徴収費であります。保険料賦課徴収事務費131万9,000円を計上、前年度と比較して2万円の増となります。

3 項介護認定審査会費であります。1 目介護認定審査会費に2,331万円を計上、74ページ、75ページをお開き願います。2 目認定調査等費に認定調査事務費3,170万4,000円を計上、合わせて5,501万4,000円を計上、前年度と比較して179万9,000円の減となります。

4 項1 目趣旨普及費であります。介護保険趣旨普及経費316万6,000円を計上、前年度と比較して262万7,000円の増となります。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** ただいまの説明に対し、質疑を許します。

5 番、信田義朋君。

**○5 番（信田義朋君）** ページで言いますと、74、75、1 款4 項のところで趣旨普及費なんです。前年比と比べてかなり大きい数字になっているわけですけども、なぜこのくらい必要になったのか伺います。

**○議長（佐々木栄幸君）** 田高介護保険課長。

**○介護保険課長（田高慎君）** 趣旨普及費の増額の内容でございます。こちらに関しましては、パンフレットであるとか、あと封筒ですね、そちらのほうを印刷製本費で支出してございました。今まで在庫がある分を使っていたわけなんですけれども、その在庫が切

れてきまして、それでその部分、今年度少し多めに計上いたしました。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

2 款保険給付費、説明を求めます。

田高介護保険課長。

**○介護保険課長（田高慎君）** 76ページ、77ページをお開き願います。

2 款保険給付費であります。保険給付費実績見込額を計上しております。

1 項介護サービス等諸費は、1 目居宅介護サービス給付費から、10 目特例居宅介護サービス計画給付費まで合わせて60億2,184万円を計上、前年度と比較して8,786万5,000円の増となります。

2 項介護予防サービス等諸費は、1 目介護予防サービス給付費から、次の78ページ、79ページとなります。8 目特例介護予防サービス計画給付費まで合わせて1億2,270万6,000円を計上、前年度と比較して247万4,000円の減となります。

3 項その他諸費は、1 目審査支払手数料に469万5,000円を計上、2 目介護給付費請求書電算処理システム料及び3 目低所得者利用負担対策審査支払手数料に科目存置としてそれぞれ1,000円を計上、合わせて469万7,000円を計上、前年度と比較して54万1,000円の増となります。

80ページ、81ページをお開き願います。

4 項高額介護サービス等費は、1 目高額介護サービス費に1億7,183万8,000円を計上、2 目高額介護予防サービス費に16万2,000円を計上、合わせて1億7,200万円を計上、前年度と比較して922万3,000円の増となります。

5 項高額医療合算介護サービス等費は、1 目高額医療合算介護サービス費に1,315万8,000円を計上、2 目高額医療合算介護予防サービス費に3万円を計上、合わせて1,318万8,000円を計上、前年度と比較して115万8,000円の増となります。

6 項特定入所者介護サービス等費は、1 目特定入所者介護サービス費から、4 目特定入所者介護予防サービスまで合わせて3億5,373万6,000円を計上、前年度と比較して3,555万1,000円の増となります。

82ページ、83ページをお開き願います。

7 項その他のサービス等費は、1 目低所得者利用負

担対策費に科目存置として1,000円を計上いたしました。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** ただいまの説明に対し、質疑を許します。

14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** この給付費が非常に多いわけですが、そこで処遇改善、手当の交付金が出るわけですが、今年度については、相対的でいいですから、例えば2の1の1の居宅サービス給付は3,400万減なんですね。減ということは、ここには支援金、いわゆる介護改善支援金でもらっているはずなんだけど、相対的に幾らというのは、全体の予算でもいいですけども、計算しているんでしょうか。

**○議長（佐々木栄幸君）** 田高介護保険課長。

**○介護保険課長（田高慎君）** ベースアップ加算の部分の相対の金額ということで申し上げます。令和5年度の当初予算でベースアップ分として計上してございますのが、今2款でございますけれども、2款の部分に関しまして7,756万9,000円分、あと次の3款の部分に係ってくるんですが、地域支援事業費といたしまして212万5,000円分、こちらのほうがベースアップ加算として加算した増額の部分ですね、計上してございます。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** 14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** これが実際、事業所に滞りなくストレートにちゃんと計算されて職員にちゃんと渡るといふ仕組みが、検証できるような状況になっているのか、その辺はどうその後に捜査をして、報告を受ける形になっているのかをお聞かせください。

**○議長（佐々木栄幸君）** 田高介護保険課長。

**○介護保険課長（田高慎君）** 昨年10月から始まりましたベースアップ加算、こちらに関しましては、制度の導入時、30万円の3%を上げましょうということで9,000円上げるといふ目的で始まった処遇改善の加算でございます。こちらに関しましては、実際のところ各サービスごとに細かくパーセンテージというか、加算率が設定されてございまして、その分を加算して事業所のほうに給付するわけでございますけれども、こちらの実績につきましては、年度が終わった後、今年でいけば3月分までを6月に実績報告書を提出いた

だく形になってございます。そちらのほうが人件費に幾ら充てましたというような形での報告書になりますので、そちらを確認して、人件費のほうに充てられているという形を確認することになります。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** 14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** 基本的には事業所ごとに幾ら交付されて、従業員に幾ら支払ったというのが、3月締めで6月に報告があるということですね。それはやっぱり、基本的には資料として提示できるような状況にしておいていただけませんか。

**○議長（佐々木栄幸君）** 田高介護保険課長。

**○介護保険課長（田高慎君）** そちらの報告書のほう、まだ上がってございません。そちらに関しては、今城内議員のほうから提示ということですが、ちょっと検討させていただきます。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

3款地域支援事業費、説明を求めます。

田高介護保険課長。

**○介護保険課長（田高慎君）** 3款地域支援事業費であります。地域支援事業費実績見込額を計上しております。1項1目介護予防生活支援サービス事業費に1億7,700万円を計上、2目介護予防ケアマネジメント事業費に2,300万円を計上、合わせて2億円を計上、前年度と比較して460万円の減となります。

2項1目一般介護予防事業費に6,700万円を計上、前年度と比較して300万円の増となります。

3項包括的支援事業任意事業費は、1目包括的支援事業費に2億902万9,000円を計上、2目任意事業費に1,444万円を計上、合わせて2億2,346万9,000円を計上、前年度と比較して1,516万9,000円の増となります。

84ページ、85ページをお開き願います。

4項その他諸費、1目審査支払手数料に80万円を計上、前年度と比較して増減はありません。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** ただいまの説明に対し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

4款基金積立金、説明を求めます。

田高介護保険課長。

○介護保険課長（田高慎君） 4 款 1 項基金積立金  
であります。1 目介護給付費準備基金積立金に 4 万  
5,000 円を計上、前年度と比較して 2 万円の増となり  
ます。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） ただいまの説明に対し、  
質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

5 款諸支出金、説明を求めます。

田高介護保険課長。

○介護保険課長（田高慎君） 5 款諸支出金であり  
ますが、1 項償還金及び還付加算金は、1 目第 1 号被  
保険者保険料還付金に 163 万円を計上、2 目償還金に  
科目存置として 1,000 円を計上、3 目第 1 号被保険者  
保険料還付加算金に 2 万 5,000 円を計上、合わせて 165  
万 6,000 円を計上、前年度と比較して 4 万円の増とな  
ります。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） ただいまの説明に対し、  
質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

6 款予備費、説明を求めます。

田高介護保険課長。

○介護保険課長（田高慎君） 6 款 1 項 1 目予備費  
であります。300 万円を計上、前年度と比較して増  
減はありません。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） ただいまの説明に対し、  
質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

以上で第 1 条、歳入歳出予算の質疑を終わります。

次に、第 2 条、歳出予算の流用について説明を求め  
ます。

田高介護保険課長。

○介護保険課長（田高慎君） 55 ページをお開き願  
います。

第 2 条、歳出予算の流用であります。地方自治法  
第 220 条第 2 項ただし書の規定により、保険給付費及  
び地域支援事業費の各項に計上した予算額に過不足を

生じた場合、同一管内でこれらの経費の流用ができる  
よう定めようとするものであります。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） ただいまの説明に対し、  
質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

次に討論であります。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第 2 号「令和 5 年度久慈広域連合介護保険特別  
会計予算」は、原案のとおり決することに賛成の諸君  
の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（佐々木栄幸君） 起立全員であります。

よって、議案第 2 号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 8 議案第 3 号

○議長（佐々木栄幸君） 日程第 8、議案第 3 号
「令和 4 年度久慈広域連合一般会計補正予算（第 2
号）」を議題といたします。

第 1 条、歳入歳出予算の補正、歳入、1 款分担金及
び負担金、説明を求めます。

板垣総務企画課長。

○総務企画課長（板垣俊隆君） それでは、事項別
明細書によりご説明申し上げます。

12 ページ、13 ページをお開き願います。

歳入、1 款分担金及び負担金、1 項負担金でありま
すが、実績見込みにより、1 目総務負担金は 245 万
6,000 円の減、2 目介護保険負担金は 1,548 万 7,000 円
の増、3 目火葬負担金は 303 万 3,000 円の増、4 目塵芥
処理負担金は 1,024 万円の減、5 目し尿処理負担金は
1,286 万 3,000 円の増、6 目消防負担金は 319 万 6,000 円
の増、負担金は合わせて 2,188 万 3,000 円の増額を計上
いたしました。

市町村ごとの負担金の増減であります。26 ページ
をお開き願います。

市町村負担金賦課表の右下の合計欄になります。久
慈市 1,306 万 3,000 円の増、洋野町 702 万 2,000 円の増、
野田村 97 万 1,000 円の増、普代村 82 万 7,000 円の増とな

っております。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） ただいまの説明に対し、
質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

2 款使用料及び手数料、説明を求めます。

板垣総務企画課長。

○総務企画課長（板垣俊隆君） 14ページ、15ページをお開き願います。

2 款使用料及び手数料、2 項手数料であります、
1 目清掃手数料は実績見込みにより、現年度分し尿取扱手数料495万1,000円の減額を計上いたしました。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） ただいまの説明に対し、
質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

3 款国庫支出金、説明を求めます。

板垣総務企画課長。

○総務企画課長（板垣俊隆君） 3 款国庫支出金、
2 項国庫補助金であります、1 目衛生費補助金は、
補助金の確定見込みにより廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金17万7,000円の増、ほか1件の減、合わせて68万5,000円の減額を計上いたしました。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） ただいまの説明に対し、
質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

5 款財産収入、説明を求めます。

板垣総務企画課長。

○総務企画課長（板垣俊隆君） 5 款財産収入、2
項財産売払収入であります、1 目物品売払収入は、
実績見込みにより、資源物売払収入1,376万3,000円の増額、2 目生産物売払収入は、実績見込みにより、堆肥売払収入3万7,000円の増額、財産売払収入は合わせて1,380万円の増額を計上いたしました。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） ただいまの説明に対し、
質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

8 款連合債、説明を求めます。

板垣総務企画課長。

○総務企画課長（板垣俊隆君） 8 款1 項連合債で
ありますが、1 目衛生債は、実績見込みにより、最終
処分場延命化事業債160万円の減額、2 目消防債は、
実績見込みにより、いわて消防通信指令センター整備
事業債340万円の減額、連合債は合わせて500万円の減
額を計上いたしました。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） ただいまの説明に対し、
質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

次に、歳出、給与費明細書について説明を求めます。

板垣総務企画課長。

○総務企画課長（板垣俊隆君） それでは、22ペー
ジをお開き願います。

給与費等について、補正予算給与費明細書によりご
説明申し上げます。

一般職（1）総括であります、比較欄でご説明い
たします。実績見込みにより、職員数3人の減、報酬
2万5,000円の増、給料940万3,000円の減、職員手当
609万2,000円の増、共済費454万5,000円の増、合わせ
て125万9,000円の増額となります。

24ページをお開き願います。

（2）報酬、給料及び職員手当の増減額の明細であ
りますが、実績見込みにより、報酬2万5,000円の増、
給料940万3,000円の減、職員手当609万2,000円の増と
なります。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） ただいまの説明に対し、
質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

2 款総務費、説明を求めます。

板垣総務企画課長。

○総務企画課長（板垣俊隆君） それでは、16ペー
ジ、17ページをお開き願います。

2 款総務費、1 項総務管理費であります、1 目一
般管理費は、実績見込みにより、職員給与費245万
6,000円の減額を計上いたしました。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） ただいまの説明に対し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

3 款民生費、説明を求めます。

板垣総務企画課長。

○総務企画課長（板垣俊隆君） 3 款民生費、1 項 1 目介護保険費であります。実績見込みにより、職員給与費69万円の増、ほか1件の増、1件の減、合わせて1,541万円の増額を計上いたしました。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） ただいまの説明に対し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

4 款衛生費、説明を求めます。

板垣総務企画課長。

○総務企画課長（板垣俊隆君） 4 款衛生費であります。1 項衛生総務費、1 目衛生総務管理費は、実績見込みにより、職員給与費7万2,000円の増、ほか1件の減、合わせて4万5,000円の増額を計上いたしました。

18ページ、19ページをお開き願います。

2 項保健衛生費、1 目火葬衛生費は、実績見込みにより、斎場維持管理経費303万3,000円の増額を計上いたしました。

3 項清掃費、1 目ごみ焼却処理費は、実績見込みにより、ごみ焼却場維持管理経費575万4,000円の増、ほか1件の減、合わせて522万5,000円の増額、2 目粗大ごみ処理費は、実績見込みにより、粗大ごみ処理場維持管理経費6万2,000円の増、ほか4件の減、合わせて397万2,000円の減額、3 目し尿処理費は、実績見込みにより、汚泥再生処理センター運営事業費1,467万8,000円の増、ほか1件の減、合わせて789万円の増額、清掃費は合わせて914万3,000円の増額を計上いたしました。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） ただいまの説明に対し、質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

5 款消防費、説明を求めます。

板垣総務企画課長。

○総務企画課長（板垣俊隆君） 20ページ、21ページをお開き願います。

5 款 1 項消防費であります。1 目消防本部費は、実績見込みにより、職員給与費1,093万9,000円の増、ほか2件の増、3 件の減、合わせて754万8,000円の増額、2 目署所管理運営費は、実績により職員給与費772万1,000円の減、ほか2件の増、合わせて426万9,000円の減額、3 目消防施設整備費は、実績見込みにより、いわて消防通信指令センター整備事業費340万7,000円の減額、消防費は合わせて12万8,000円の減額を計上いたしました。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） ただいまの説明に対し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

以上で第1条、歳入歳出予算の補正の質疑を終わります。

次に、第2条、繰越明許費について説明を求めます。

板垣総務企画課長。

○総務企画課長（板垣俊隆君） 4 ページをお開き願います。

第2条、繰越明許費について、表によりご説明申し上げます。

第2表、繰越明許費であります。地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費について表のとおり定めようとするものであり、最終処分場施設補修費について、年度内に事業期間の確保ができない見込みから、事業費を翌年度に繰越ししようとするものであります。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） ただいまの説明に対し、質疑を許します。

14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） 繰越事業の内容と完成時期はいつなのか、お聞かせください。

○議長（佐々木栄幸君） 中新井田衛生課長。

○衛生課長（中新井田理君） こちらの最終処分場の補修工事でございますけども、中央監視盤のデータロガー I O 装置と C P U の更新ということで、こちら

のほうの機器でございますけども、半導体不足等により納期のほうが遅れております。全機器が納品できる予定は、令和5年12月初旬に納期される予定で、現場の設置については令和6年3月中旬頃を予定しております。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

次に、第3条、地方債の補正について説明を求めます。

板垣総務企画課長。

○総務企画課長（板垣俊隆君） 6ページ、7ページをお開き願います。

第3条、地方債の補正について、表によりご説明申し上げます。

第3表、地方債補正であります。最終処分場延命化事業について表のとおり限度額を変更し、いわて消防通信指令センター整備事業について、廃止しようとするものであります。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） ただいまの説明に対し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

次に討論であります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第3号「令和4年度久慈広域連合一般会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（佐々木栄幸君） 起立全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

## 日程第9 議案第4号

**○議長（佐々木栄幸君）** 日程第9、議案第4号「令和4年度久慈広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

第1条、歳入歳出予算の補正、歳入、3款国庫支出金、説明を求めます。

田高介護保険課長。

**○介護保険課長（田高慎君）** それでは、事項別明細書によりご説明申し上げます。

8ページ、9ページをお開き願います。

歳入、3款国庫支出金、1項国庫負担金であります。1目介護給付費負担金は、実績見込みにより、現年度分介護給付費負担金3,194万2,000円の増額を計上、2項国庫補助金であります。2目地域支援事業交付金は、実績見込みにより、現年度分地域支援事業交付金1,155万2,000円の減額、5目保険者機能強化推進交付金は、実績見込みにより、保険者機能強化推進交付金81万8,000円の増額、6目介護保険保険者努力支援交付金は、実績見込みにより、介護保険保険者努力支援交付金9万8,000円の増額、合わせて1,063万6,000円の減額を計上いたしました。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** ただいまの説明に対し、質疑を許します。

14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** 軒並み地域支援交付金が減額になっているんですが、これは各市町村が担当している事業なんですけども、どうしてこういうふうになんて減額になっているという減額の理由、支払い交付金、国も県も全部この欄が減額になっているんですけど、なぜですか。利用者が少なくなっているんですか。

**○議長（佐々木栄幸君）** 田高介護保険課長。

**○介護保険課長（田高慎君）** 地域支援事業の部分の減額の理由ということでございます。こちらにしましては、年度当初、ある程度こういった事業をやりたいということで、各市町村のほうからの要望というか、見込みで交付している形になるんですけども、こちらに関しまして、やはりコロナ禍もあるかと思うんですけども、あとは人員的な分、そちらに関して、事業の実施が困難だという部分が出てきてまして、その部分が減額になってございます。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

4款支払基金交付金、説明を求めます。

田高介護保険課長。

**○介護保険課長（田高慎君）** 4款1項支払基金交付金であります。1目介護給付費交付金は、実績見込みにより、現年度分介護給付費交付金4,897万1,000円の増額、2目地域支援事業交付金は、実績見込みにより、

より、現年度分地域支援事業支援交付金587万1,000円の減額、合わせて4,310万円の増額を計上いたしました。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** ただいまの説明に対し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

5 款県支出金、説明を求めます。

田高介護保険課長。

**○介護保険課長（田高慎君）** 5 款県支出金、1 項県負担金であります。1 目介護給付費負担金は、実績見込みにより、現年度分介護給付費負担金2,701万円の増額、3 項県補助金であります。2 目地域支援事業交付金は、実績見込みにより、現年度分地域支援事業交付金577万5,000円の減額を計上いたしました。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** ただいまの説明に対し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

6 款財産収入、説明を求めます。

田高介護保険課長。

**○介護保険課長（田高慎君）** 10ページ、11ページをお開き願います。

6 款財産収入、1 項財産運用収入であります。1 目利子及び配当金は、実績見込みにより、介護給付費準備基金利子1 万7,000円の増額を計上いたしました。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** ただいまの説明に対し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

7 款繰入金、説明を求めます。

田高介護保険課長。

**○介護保険課長（田高慎君）** 7 款繰入金、1 項1 目一般会計繰入金であります。実績見込みにより、介護総務費繰入金217万2,000円の減、ほか1 件の増、合わせて1,472万円の増額を計上、2 項基金繰入金であります。1 目介護給付費準備基金繰入金は、実績見込みにより、介護給付費準備基金繰入金4,121万9,000円の増額を計上いたしました。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** ただいまの説明に対し、質疑を許します。

14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** この基金の繰入れで総額幾らになりますか。

**○議長（佐々木栄幸君）** 田高介護保険課長。

**○介護保険課長（田高慎君）** 今年度末の見込みでございます。3 億2,595万3,008円、こちらが今年度末の見込みでございます。

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

次に、歳出、給与費明細書について説明を求めます。

田高介護保険課長。

**○介護保険課長（田高慎君）** 20ページをお開き願います。

報酬等について、補正予算給与費明細書によりご説明申し上げます。

1、特別職であります。表の下段の比較欄で申し上げます。その他の特別職は、介護認定審査会委員及び介護保険運営協議会委員で、報酬115万8,000円の減となります。

21ページをお開き願います。

2、一般職、（1）総括、会計年度任用職員であります。表の下段の比較欄でご説明申し上げます。実績見込みにより、報酬11万2,000円の増、職員手当17万4,000円の減、共済費9 万2,000円の減、合わせまして15万4,000円の減となります。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** ただいまの説明に対し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

1 款介護総務費、説明を求めます。

田高介護保険課長。

**○介護保険課長（田高慎君）** 前にお戻りいただきまして、12ページ、13ページをお開き願います。

1 款介護総務費、1 項介護総務管理費であります。1 目一般管理費は、実績見込みにより、介護保険総務事務費4 万2,000円の増額を計上、3 項1 目介護認定審査会費は、実績見込みにより、介護認定審査会費159万円の減額、2 目認定調査等費は、実績見込みにより、認定調査事務費62万4,000円の減額、合わせま

して221万4,000円の減額を計上いたしました。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** ただいまの説明に対し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

2 款保険給付費、説明を求めます。

田高介護保険課長。

**○介護保険課長（田高慎君）** 14ページ、15ページをお開き願います。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費であります。3 目地域密着型介護サービス給付費は、実績見込みにより、地域密着型介護サービス給付費6,969万6,000円の増額、5 目施設介護サービス給付費は、実績見込みにより、施設介護サービス給付費6,854万2,000円の増額、9 目居宅介護サービス計画給付費は、実績見込みにより、居宅介護サービス計画給付費385万5,000円の増額、合わせまして1 億4,209万3,000円の増額を計上。

2 項介護予防サービス等諸費であります。3 目地域密着型介護予防サービス給付費は、実績見込みにより、地域密着型介護予防サービス給付費336万2,000円の増額、5 目介護予防福祉用具購入費は、実績見込みにより、介護予防福祉用具購入費12万1,000円の増額、合わせまして348万3,000円の増額を計上。

3 項その他諸費であります。1 目審査支払手数料は、実績見込みにより、審査支払手数料58万4,000円の増額を計上。

16ページ、17ページをお開き願います。

4 項高額介護サービス等費であります。1 目高額介護サービス費は、実績見込みにより、高額介護サービス費1,389万4,000円の増額を計上。

6 項特定入所者介護サービス等費であります。1 目特定入所者介護サービス費は、実績見込みにより、特定入所者介護サービス費2,130万5,000円の増額、3 目特定入所者介護予防サービス費は、実績見込みにより、特定入所者介護予防サービス費2 万6,000円の増額、合わせまして2,133万1,000円の増額を計上いたしました。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** ただいまの説明に対し、質疑を許します。

5 番、信田義朋君。

**○5 番（信田義朋君）** 14、15ページに関してなんですが、2 款1 項のところ、右の説明のところでは増額になることは分かるんですが、増額の要因というのはどういうことなんでしょうか。それは2 目、5 目、9 目のところで予想より利用者が多くなったということなのか、それから、9 目の介護サービス計画給付に関して言えば、最終的な見込みとして何件の計画が見込まれているのか教えてください。

**○議長（佐々木栄幸君）** 田高介護保険課長。

**○介護保険課長（田高慎君）** まず、こちらのサービス費のほう、伸びているという部分でございます。内容につきましては、当初の見込みより、実際のところちょっとこの部分が伸びている。

あと、サービス計画給付費、こちらのほうなんですけれども、実際のところ件数までは出しておりませんので、それぞれケアプランのこの金額の積み上げにはなるんですけれども、そちらのほう額でのみやって、件数のほうは、申し訳ございません、把握してございません。

以上でございます。

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

3 款地域支援事業費、説明を求めます。

田高介護保険課長。

**○介護保険課長（田高慎君）** 3 款地域支援事業費、1 項1 目介護予防生活支援サービス事業費は、実績見込みにより、1,974万7,000円の減額、2 目介護予防ケアマネジメント事業費は、実績見込みにより、介護予防ケアマネジメント事業費200万円の減額、合わせまして2,174万7,000円の減額を計上。

3 項包括的支援事業・任意事業費であります。1 目包括的支援事業費は、実績見込みにより、包括的支援事業費1,588万6,000円の減額を計上いたしました。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** ただいまの説明に対し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

4 款基金積立金、説明を求めます。

田高介護保険課長。

**○介護保険課長（田高慎君）** 18ページ、19ページをお開き願います。

4款1項基金積立金であります、1目介護給付費準備基金積立金は、実績見込みにより、1万7,000円の増額を計上いたしました。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** ただいまの説明に対し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

次に討論であります、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（佐々木栄幸君）** 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第4号「令和4年度久慈広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

**○議長（佐々木栄幸君）** 起立全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

この際、換気のため休憩いたします。再開は15時25分といたします。

午後3時15分 休憩

午後3時25分 再開

## 日程第10 議案第5号

**○議長（佐々木栄幸君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第10、議案第5号「職員定数条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

板垣総務企画課長。

**○総務企画課長（板垣俊隆君）** 議案第5号「職員定数条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

この条例は、職員の定年年齢の引上げに伴い、令和13年度まで定年退職者が減少し、令和18年度以降、定年退職者が増加することによる年齢構成の偏りを解消するための平準化を図ること、及び消防職員の高年齢化に伴う現場活動への影響を軽減するため、消防機関の職員定数を増員しようとするものであります。

条例の施行期日は令和5年4月1日としようとする

ものであります。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** 説明が終わりました。質疑を許します。

14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** 全員協議会でも様々聞いた経緯がありますが、160人に到達するのが令和18年です。資料をいただきまして、第2期で言うと、実員は144人なんですね、令和38年には。これはどこかで定数を変更しなきゃならないというふうに思うんですが、令和18年以降は、上限の定数が160人だけでも、全体的には減っていくんですね。そういった流れで1つは考えているのかどうか、お聞かせください。

もう一点は、いただいた資料の中で、高齢者部分休業制度と定年再任用短時間勤務との違いという表があって、高齢者部分休業制度のほうは職員は定数の扱いになるし、そうでない定年再任用短時間勤務は定数外になっているんですね。これは国で決めた制度なんでしょうか、どちらで決めた制度でこのようになっているのかお聞かせください。

**○議長（佐々木栄幸君）** 大粒来消防長。

**○消防長（大粒来輝行君）** おっしゃったとおり、令和18年まで最高で160人になる見込みになっております。議員全員協議会でもご説明しましたけども、なぜそこで区切ったかということなんですが、いわて消防指令センター、ちょうど更新時期を迎えます。あるいは、2025年から約10万人規模、消防本部の救急件数が減少するというお話がありまして、それから約10年ということで、全国的に救急件数が減ると見込まれております。また、国が推し進めております消防の広域化も現実的になってくるのではないかなと、消防本部では想定しております。

それで、160人になるんですが、それから約4名ずつの採用で平準化、ほぼ平準化が38年までで整うような形になりまして、今17人ほどふえるんですが、18年から38年まで20年ありますけども、それが元どおりになるというようなシミュレーションをしておりますが、前もお話したように、数年前から、あるいは状況が変わったら各構成市町村と相談しながら協議を進めたいと考えております。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** 板垣総務企画課長。

**○総務企画課長（板垣俊隆君）** 短時間勤務職員とか高齢者の部分に関してですけれども、それは国が定めた分で、定数になるとかっていうのは国が定めておりますので、そのように取り扱っております。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** 14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** 今答弁の中に、将来広域化という話がありましたが、私は消防の広域化はしないようにしていただきたいと。やっぱり広域化すると極めて問題が多いので、できるだけ今の仕組みで、地域に根差した消防でないとかあるので、私はその頃はないと思いますけど、今の時点ではあまり広域化は進めないでほしいなというご意見は申し上げておきます。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

次に討論でありますが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（佐々木栄幸君）** 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第5号「職員定数条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

**○議長（佐々木栄幸君）** 起立全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第11 議案第6号

○議長（佐々木栄幸君） 日程第11、議案第6号「個人情報の保護に関する法律施行条例」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

板垣総務企画課長。

○総務企画課長（板垣俊隆君） 議案第6号「個人情報の保護に関する法律施行条例」についてご説明申し上げます。

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、個人情報の保護に関する法律が地方公共団体にも適用されることから、現行の個人情報保護条例を廃止して、個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項について所要の整備をしようとするもので、法律で条例に規定することが許容されている開示請求に係る手数料及び個

人情報保護審査会への諮問事項について定めようとするものであります。

条例の施行期日は令和5年4月1日としようとするものであります。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

次に討論でありますが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第6号「個人情報の保護に関する法律施行条例」は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（佐々木栄幸君） 起立全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第12 議案第7号

**○議長（佐々木栄幸君）** 日程第12、議案第7号「個人情報保護審査会条例」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

板垣総務企画課長。

**○総務企画課長（板垣俊隆君）** 議案第7号「個人情報保護審査会条例」についてご説明申し上げます。

この条例は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、個人情報保護審査会の設置について所要の整備をしようとするもので、現行の個人情報保護審査会の設置の根拠が廃止する個人情報保護条例にあることから、この審査会を維持するため新たに条例を制定しようとするものであります。

条例の施行日は令和5年4月1日としようとするものであります。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** 説明が終わりました。質疑を許します。

14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** 第3条の審査会委員5人ですが、これはどこで組織されるのか、あるいはどこかの自治体にあるのを生かしていくのか、お聞かせくだ

さい。

**○議長（佐々木栄幸君）** 板垣総務企画課長。

**○総務企画課長（板垣俊隆君）** 委員につきましては、関係市町村から、久慈市2名、洋野町1名、野田村1名、普代村1名、市町村から紹介していただいて、その方々にお願いしている状況です。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

次に討論であります、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（佐々木栄幸君）** 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第7号「個人情報保護審査会条例」は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

**○議長（佐々木栄幸君）** 起立全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第13 議案第8号

○議長（佐々木栄幸君） 日程第13、議案第8号「情報公開条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

板垣総務企画課長。

○総務企画課長（板垣俊隆君） 議案第8号「情報公開条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

この条例は、個人情報の保護に関する法律の施行に伴い、行政機関と匿名加工情報の作成に用いた削除情報を非開示情報として追加するため所要の改正をするものであります。

条例の施行期日は令和5年4月1日としようとするものであります。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

次に討論であります、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第8号「情報公開条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（佐々木栄幸君） 起立全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第14 議案第9号

**○議長（佐々木栄幸君）** 日程第14、議案第9号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

板垣総務企画課長。

**○総務企画課長（板垣俊隆君）** 議案第9号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」についてご説明申し上げます。

この条例は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の定年年齢を65歳まで段階的に引き上げるとともに、60歳到達後の役職定年に関する事項及び再任用短時間勤務に関する事項を定めるため、関係条例の廃止及び改正をしようとするものであります。

条例の施行期日は令和5年4月1日としようとするものであります。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** 説明が終わりました。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

次に討論であります、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（佐々木栄幸君）** 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第9号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

**○議長（佐々木栄幸君）** 起立全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第15 議案第10号

○議長（佐々木栄幸君） 日程第15、議案第10号「職員の高齢者部分休業に関する条例」を議題といた

します。

提出者の説明を求めます。

板垣総務企画課長。

○総務企画課長（板垣俊隆君） 議案第10号「職員の高齢者部分休業に関する条例」についてご説明申し上げます。

この条例は、高年齢の職員が加齢による諸事情への対応、地域ボランティア活動への従事などのため、定年退職前に先行的に休業を取得することができるよう、地方公務員法第26条の3第1項並びに同条第2項において準用する法第26条の2第3項及び第4項の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関する事項を定めようとするものであります。

条例の施行期日は令和5年4月1日としようとするものであります。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

次に討論であります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第10号「職員の高齢者部分休業に関する条例」は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（佐々木栄幸君） 起立全員であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第16 議案第11号

**○議長（佐々木栄幸君）** 日程第16、議案第11号「久慈広域連合の広域計画の一部を変更することに関し議決を求めることについて」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

板垣総務企画課長。

**○総務企画課長（板垣俊隆君）** 議案第11号「久慈広域連合の広域計画の一部を変更することに関し議決を求めることについて」ご説明申し上げます。

本案は、久慈広域連合の広域計画に掲げる主要施策について、ごみ焼却施設基幹的設備改良工事完了、汚

泥再生処理センター供用開始、一般廃棄物最終処分場延命化、津波浸水想定対応及び消防指令業務共同運用に関する経緯または対応を追加するとともに、現状との整合性を図るため広域計画の一部を変更することとし、地方自治法第291条の7第3項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

以上で説明を終わります。

**○議長（佐々木栄幸君）** 説明が終わりました。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

次に討論であります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（佐々木栄幸君）** 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第11号「久慈広域連合の広域計画の一部を変更することに関し議決を求めることについて」は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

**○議長（佐々木栄幸君）** 起立全員であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第17 発議案第1号及び発議案第2号

○議長（佐々木栄幸君） 日程第17、発議案第1号及び発議案第2号を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議案は、議員全員の共同提案でありますので、議事の順序を省略し、直ちに採決することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） ご異議なしと認めます。

発議案第1号「久慈広域連合議会の個人情報の保護に関する条例」及び発議案第2号「専決処分事項の指定についての一部改正について」は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（佐々木栄幸君） 起立全員であります。

よって、発議案第1号及び発議案第2号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

閉会

**○議長（佐々木栄幸君）** 以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、第12回久慈広域連合議会定例会を閉会いたします。

長い間、どうもありがとうございました。

**午後 3 時40分      閉会**